

明治期近江商人の鉾山投資

— 丁吟と治田鉾山の場合 —

末 永 國 紀

はじめに

- 一 治田鉾山の来歴
- 二 治田鉾山の借区権
- 三 鉾山借区権取得の経過
- 四 事業着手時の収支目論見
- 五 鉾山直営の経過
- 六 治田鉾山の鉾夫使役規則・救恤規則
むすび

はじめに

日本の一九世紀は、徳川一代將軍家斉の享和二年から日清戦争直後の明治三三年に至る、近世から近代への大きな時代の転換を含む変革期である。この期間の商人資本は、流通はもとより生産、金融、貿易という広範な経済分野

において重要な役割を担っていた。とくに、近代産業の設立期には商人資本は製造業を主導して優位の立場に立ち、やがて日本経済の財閥支配をもたらすのである。しかし従来の近代経済史研究においては、日本資本主義発達の研究が重視されてきたため、商業や商人資本などの流通過程に関しては生産過程に従属するものとして比較的等閑視される傾向が強かった。

旧来の商家がその蓄積してきた資本を生産面に主体的に動員し、組織変革を迫られるようになるのは、長期にわたる松方デフレ政策の洗礼を受けた後であると考えられる。この点は今後一層の実証的積み重ねが必要であるが、ここではさしあたり、松方デフレ政策は小作地の増加や中小工業者の賃労働者化をもたらしたということにとどまらず、旧来の商人資本に対して脱皮を促す大きな契機となったのではないかということを描指しておきたい。⁽¹⁾

このような商人資本の多角化の考察の一環として本稿では、近江商人丁吟(丁子屋小林吟右衛門家)による治田鉱山への投資行動をとりあげる。丁吟は、近江国愛知郡小田村(滋賀県愛知郡湖東町小田村)の出身で、寛政年間に行商活動を開始し、江戸末期に三都に本店を構えて都市問屋商人に成長した近江商人であり、近年分析の進んだ商人資本の一つである。⁽²⁾ 同家は小名木川綿布会社、治田鉱山、近江鉄道、東京銀行というように企業勃興期の代表的事業分野を網羅的に手掛けていく。治田鉱山は銀銅鉛を産出する鉱山であるが、近世初期においては産銀、元禄以後は産銅を中心とする鉱山である。

先づ、幕末以後の日本の産銅業について簡単に推移をみておこう。⁽³⁾ 幕末の日本の銅を含む多くの金属鉱山は、露頭採掘という技術的低位性のため、坑道曲折し湧水や通風に悩み採掘不能となり、放棄され荒廢の極にあった。換言すれば、別子・足尾に代表されるように新技術の導入によって蘇生し得る有望な鉱山があったということである。明治六年の日本坑法の制定は民間鉱業発展の制度的条件を準備することになった。なかでも、そこに盛り込まれた通洞開

鑿規定は坑内の組織的開發を可能にし、旧採掘法の技術的限界を打開するものとなった。しかし日本坑法は一五年間の借区請負という經營的に不安定な面を持っていたので、明治二三年鑛業条例が公布、二五年施行され、鑛区の私的所有を認め、鑛業人の土地所有に対する優越性が保障されるなど、鑛山經營の發展を促すことになった。全国の銅生産量は、二〇年に一万トン台に乗ってからほぼ順調に拡大し、三六年には三万三〇〇〇トンへと三倍以上の増大を示している。⁽¹⁾以後、第一次大戦にかけて銅は生糸・綿糸につぐ、石炭と並ぶ重要輸出品として、輸出市場の拡大とともに發展していくのである。

一 治田鑛山の來歴

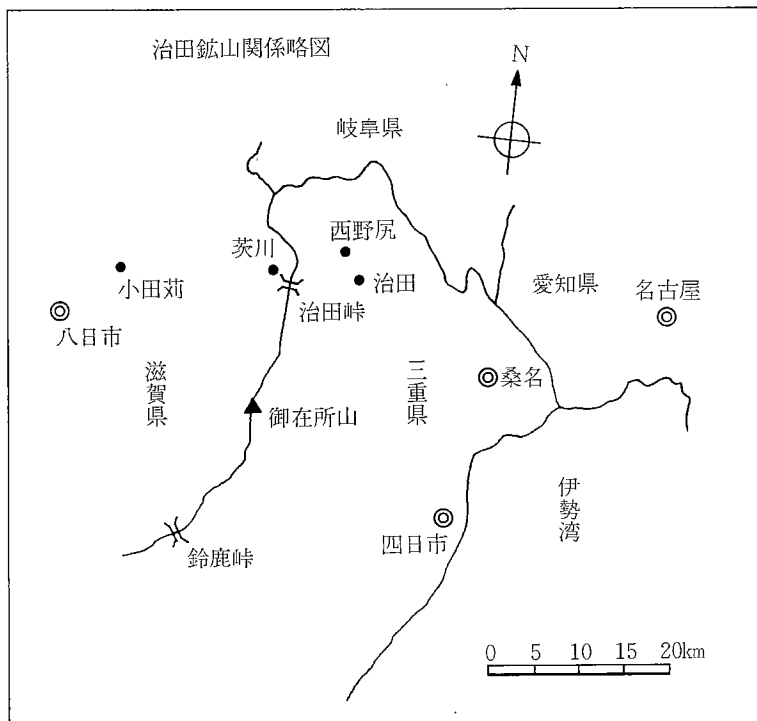
三重県員弁郡の治田村と西野尻村および滋賀県愛知郡茨川村に広がり、鈴鹿山脈の東西に分かれて位置する諸鑛山からなる治田鑛山は、古い來歴を持つ鑛山である。治田鑛山に属する諸鑛山の創業期から明治までの繰業の経過を、⁽²⁾丁吟側が鑛山入手を検討するさいに集めた資料の一つである「多志田山及南河内山來歴書」は次のように記している。

多志田山及南河内山來歴書

伊勢国員弁郡治田郷南河内山及多志田山銅鉛銀山ノ基元ハ、河内ノ人ニテ治田與三エ門成ル者、江州政所鑛山ニ坑夫稼キ致居候節、永正元年二月山狩ニ出、諸山ヲ駈廻ル折、美良ナル山鳥ヲ見付タルニ付、後ヲ追テ峰ニ登リシ処、俄ニ岩屈ニ入タルニ付、其所ニ至リ檢索スルニ山鳥ニアラスシテ頗富厚ノ鑛脉ヲ發見セシト云、斯ニライテ同年三月起業ニ取掛、彼ノ鑛脉ヲ三尺程堀入りタル処、式尺五寸余ノ鉛鑛ニ堀リ当リ、夫ヨリ諸所ヲ開鑿シ、則治田與三エ門ノ發見スル所ヲ以郷名ヲ治田トシ、鑛脉發見ノ場所ヲ與三エ門發見ノ山ト云意ヲ以、字與三ハケ山ト申也、尤モ與三ハケ山ヲ始メトシ其次與兵工治谷、ワブ水谷、火打岩戸ノ谷、横ツル姥ケ懐、三神谷、盛徳坑、椽ノ木谷、千右兵門谷等ヲ順々開鑿セシト云、其後天正元年三月駿河國志田郷ノ人ニシテ坑夫三九郎

成ル者該山ヲ引受坑業中、多志田山の字口十牧及奥十牧ノ坑鋪等ヲ開鑿シ、依テ多志田山ト云、続テ江州蛇谷ノ銀坑ヲモ同人ノ起業ニ係スルト云、坑鋪凡七十ヶ所開鑿シテ頗ル大盛ニ至リ、三鉱山ニテ二千五百人余ノ稼キト相成、其頃十年平均ニシテ壹ヶ年ニ付荒銅四拾万斤製鉛六十万斤、尤モ其頃ハ銅鉛折半交セ吹キニシテ銅鉛百斤中ヨリ灰吹銀百八拾目ヨリ式百目位ノ垂レ有シト云、依テ灰吹銀壹ヶ年ニ付壹千八百貫目出タリト旧記ニ見エタリ、然ル処慶長十年頃ハ追々地底ニ堀入タルニ付、諸坑鋪トモ湧水ニ苦ミ、自然出鉱減少スルヲ以俱ニ廢山シテ、其后彼ノ三九郎成ル者ハ數万円（千圓）ノ金員ヲ携、江戸表エ出テ徳川政府ノ金員御用達シ十人衆ニ相成、三光谷、多志田山、蛇谷、右三山ニテ大富家ト相成タルニ付、其姓名ヲ三谷三九郎トセシト云、彼ノ三谷三九郎ノ申立ニヨリ治田ノ郷三千石ハ鉱山付トシテ徳川政府直轄トナリ、御手山ニテ開鑿セシト云、寛永七年ヨリ墨屋重右衛門、伊藤茂左衛門ナル者該山坑業相稼キ無數ノ銀銅ヲ穫タリ、營業凡五十ヶ年休業ノ事故ハ曾テ知レサルナリ、當時該山ノ奉行笠松郡代河合助左衛門天和三亥年ヨリ鈴木八左衛門之ヲ奉行ス、元禄元辰年摂州大阪北久宝寺町藤井太兵衛ナル者、再開業シテ特ニ銅ヲ得ル事頗夥シク、營業十ヶ年ヲ歴テ奉行ノ遷転旁差支ヲ生スルヲ以廢ス、當時ノ奉行ハ則鈴木八左衛門、同十一寅年平岡四郎左衛門之ニ代奉行ス、後治田郷中挙テ該山廢業ヲ嘆キ戮力同心シテ開坑採鉱ニ從事セルト雖モ、大ニ為ス事不能シテ廢ス、該山ノ代官ハ正徳四年年ヨリ堀内六郎兵衛、享保元申年ヨリ同五年ニ至ル増井弥五左衛門、岡田新三、伊藤源之丞、宝七郎左衛門等分テ之ヲ管轄セリ、享保五子年京都衣棚通竹屋町後藤喜左衛門、山城国葛野郡鳴滝村篠屋勘左衛門、同伏見屋良左衛門、江戸芝金杉白木屋又左衛門ノ四子又開坑セリ、出鉱多カラス、諸費比適セサルヲ以廢ス、享保六丑年ヨリ小野桑五郎治田郷中ヲ総轄セリ、同七寅年ヨリ同十巳年ニ至リ笠松郡代辻甚太郎之ヲ管轄セリ

享保十一年江戸白銀町播屋甚兵衛該山開業ナスト雖モ同ク出鉱ノ諸費比適セサルヲ以廢ス、同十五年京都両替町銀座ナル平野六郎兵衛、長谷川七左衛門ノ両子、開業シテ銅鉱ヲ得ル事多分ナリト雖モ大ニ力ヲ盡サス、前后五ヶ年間ノ營業シテ廢ス、元文四年勢州桑名郡香取村城野盛次ナル者、開坑ノ念起シ、専ラ採鉱ニ盡スヲ以大盛山シテ無數ノ出鉱ヲ穫タリ



寛保二巴年ニ至銅価下落セル、尚ルニ漸ク坑
 穴ノ深ク且出水ノ多キヲ以廃ス、当時治田新
 町大塚重左衛門ナル者、同山宇添水ニ於テ銀
 坑ヲ得ル、頗ル多量ナリ、坑穴出水ノ深多ナ
 ルヲ以廃ス、後再香取村城野盛次開業シ許多
 ナリト雖モ不幸ニシテ明和五年死没セルヲ以
 テ廃ス

安永三年六月、松平右近將監命ヲ以但州生野
 代官平岡彦兵衛ヨリ大野幸右衛門、今村才一
 兵衛ヲ以該山ヲ検査セラレタリ、後又治田新
 町大塚重右衛門、辻太市兵衛、同国三重郡菰
 野村林酒左衛門ノ三子開山興業セルト雖モ、
 水抜通洞セルヲ得スシテ廃ス

明治ノ首ニ至リ該山管轄セルノ職ニ在ル一ノ
 宮藩知事加納氏、永ク該山ノ廢業ヲ嘆、憤然
 開坑ノ業ヲ起シ、既ニ着業ノ際ニ當リ廢藩置
 縣ノ一大変革ニ至ヲ以廃ス、右該山ノ來歴大
 略如斯シ

明治期に入ってから書かれたと思われるこの来歴書の作成者は不明であるが、内容を要約すれば次の通りである。

治田郷の南河内山と多志田山の銅鉛銀山は、江州政所の鉾山へ出稼坑夫として来ていた河内国の治田與三衛門が永正元(一五〇四)年に発見し、同年から與三衛門治谷、三神谷、盛徳坑、榎ノ木谷、千右衛門谷などの諸鉾を開鑿した。治田與三衛門が発見したので郷名を治田と名付け、鉾脈発見の場所を與三ハケ山と名付けた。その後、天正元(一五七三)年、駿河国志田郷の坑夫三九郎なる者が治田鉾山を請負い、新たに多志田山を開鑿し、江州蛇谷の銀鉾も開鑿した。坑舗は七〇カ所を数え、南河内山、多志田山、蛇谷の三鉾山の坑夫数は二五〇〇人に上り、年間出鉾量は荒銅四〇万斤、製鉛六〇万斤を産した。これらの銅鉛からは年間一八〇〇貫の灰吹銀を採出したことが旧記に記されている。慶長一〇年頃から諸坑舗とも湧水に苦しみ産出量は減少して廃止となった。三九郎なる者は江戸へ出て徳川幕府の御用達十人衆となり、治田の三鉾山によって大富豪となり得たところから三谷三九郎と称するようになった。その申し立てによって鉾山の付属する治田郷三〇〇〇石は幕領となり、笠松郡代の支配を受けることになった。寛永七年以後、願い出て同鉾を再開業した者を挙げると、同年の墨屋重右衛門・伊藤茂左衛門、元禄元年の大阪の藤井太兵衛、正徳の頃の治田郷村々、享保五年の京都の後藤喜左衛門ら四人、同一一年の江戸の播屋甚兵衛、同一五年京都の平野六郎兵衛ら二人、元文四年勢州桑名郡の城野盛次、寛保二年地元治田の大塚重左衛門、そして安永頃に再び大塚重左衛門ら地元の三人が開山興業を手がけた。この後、長く廃山状態であったが、明治初期に一宮知藩事加納氏が再開業に着手しようとした矢先、廃藩置県のため断念した。

この来歴書によれば、治田鉾山は閉山と再開業を繰り返してきたのであり、多量の出鉾をみたこともあったが、湧水や収支不均衡のため休山となる場合も多かった事がわかる。この来歴書の興味深い点は、三谷三九郎の蓄富の源泉は治田鉾山にあったと記していることである。三谷三九郎は明暦大火以後の記録しか残っていない江戸本両替商の名

簿には万治二年に初めて記帳されていて、三井よりも古い両替商である。以後代々三九郎を名乗り、長く本両替の位置を占め、明治初年においても一般には三井と並ぶ富豪とされていた商家であったが、明治六年の陸軍省の公金流用事件である「三谷三九郎事件」を惹起して破産した。

近世の治田鉾山の稼行状況については、地方文書を利用した小葉田潤「伊勢治田鉾山史の研究」なる詳細な実証分析によって知ることができ⁽⁷⁾る。小葉田論文は近世初期については詳細不明としているが、それ以後については先の「来歴書」の記述をきわめて綿密に後づけるものとなっている。同論文によって、近世治田郷の領知關係をみると、近世初期は天樹院（秀忠息女―千姫）化粧領として一時本多氏領であった時期の前後は幕領であり、享保一一年加納氏領となり明治を迎えた。近世中期以後の治田の盛山時は二度ある。一度は元禄元年から八年まで大坂の藤井太兵衛が請負稼行し、南河内山椋谷の銅山が元禄三年に五万三七八一貫の出来銅を記録したときであり、いま一つは桑名の城野盛次の稼行時であり、寛保二年から延享四年にかけて年間一万六〇〇貫―四万五〇〇〇貫の出銅を記録した時である。その後鉾山は衰え、安永以後は試掘が繰り返されるのみであった。安政五年加納藩の依頼により住友別家の彦助が治田鉾山を見分し、明治初頭の加納藩の鉾山再興の動きにつながるのである。

二 治田鉾山の借区権

明治維新以後も閉山状態の続いていた治田鉾山の借区権を申請したのは、京都府下、下京区第十組荒神町二六番地の増田藤助であった。明治一八年一月、申請に先だって増田は東京本所区中ノ郷瓦町の中郷瓦町の信太歌之助と次のような約定を交わしていた。⁽⁸⁾

定約書（控）

一 此度伊勢国員弁郡治田鉾山借区開坑之見込ニ付、信太歌之助与増田藤助トノ間ニ取結定約如左

第一条 治田郷南河内山及多志田山并近江国茨川村蛇谷次テ近傍ニ於テ見込ノ鉾山追々着手スルニ付テハ、先ノ借区出願之義ハ

向來之手段モ有之ニ付、増田藤助名ニシ、専ラ會計ヲ担当スル事

第二条 其鉾山之義者信太歌之助ニ於テ消長共ニ担当スル事

第三条 鉾山利益之義ハ其時ニ随ヒ公明正大之法方ヲ設ケ分配スルモノトス

右三条異論無之為ニ定約書依テ如件

京都府下京区第拾組荒神町

増田藤助印

明治十八年一月

同府下 証人

(空白)

信太歌之助殿

余 白

この定約書によれば増田は借区出願の名義人であり、鉾山の会計担当者でもある。信太の役割は鉾山の消長、すなわち盛衰をともにするというのみで漠然とした表現である。利益分配も具体的に取決められていない。この定約書を読む限り、借区申請を二人で協議して決めたのみであり、共同企業として実際に稼行することを前提にしたものは考えられない。

また、増田は借区申請前の一九年一月、地元の七カ村(新町・奥・麓・中山・東・別名・垣内)との間に、次のような内容の示談書を取り交わすことに成功していた。

示談書

三重県下伊勢国員弁郡治田郷七ヶ村持、南河内山及多志田山鉾山之儀、京都府下下京区第十組荒神町二拾六番戸増田藤助ニ於テ借区開坑致候ニ付、該村ト示談スル事左之如シ

第七條

一 増田藤助ニ於テハ南河内山三光鉾山ノ大通洞ヲ御許可濟之上、字下リ藤ヨリ字與^{（ハゲ）}三ハゲ山ノ地邊迄五百間ノ見込ヲ以テ開鑿致度ニ付、該村ニ於テ百事注意有之度候事

第八條

一 該山大通洞開鑿スル見込タルヤ、字三光谷及松木谷^{（マヤ）}含有スル所之鉾石ヲ採掘スル目的タルニ付、南河内山ニ所有ノ鉾山ハ大通洞成功之上、鉾脈確定候迄ハ、余人エ示談ハ致間敷候事、但、多志田山モ南河内同断之事

第九條

一 該山大通洞出来候上者鉾石所在之地ハ試掘開鑿等ヲ相企候ニ付、何レノ坑口ニテモ一坑ニ付村方工賃加金トシテ壹ヶ年ニ付金五円ツ、可差出ハ勿論、今般出願之借区モ壹ヶ所ニ付前同様本年ヨリ可差出候事、但シ、通洞開鑿中ハ賃加金トシテ壹ヶ年ニ付金五円ツ、差出候事

第十條

一 該山大通洞開鑿着手ニ付テハ道路橋梁及諸居小家并ニ坑夫飯場等新築ヲ用、使用可致候事、但該山開業ニ付諸人足等ハ村方ニ於テ望ノ者ハ相当之賃錢ヲ以成丈ヶ使用候事

第十一條

一 該山大通洞之儀者數年相掛候見込ニ付、借区御許可之上、廢坑製鍊等願濟之上、稼方勝手タルヘキ事、但廢坑採収賃加トシテ壹ヶ年ニ付金五円ツ、増田藤助ヨリ差出ス事

第六條

一 建物新築之敷地料者老畝歩ニ付借地料トシテ壹ヶ年ニ付金拾錢ツ、毎年一月廿日相納可申候事

第七條

一 鉢山盛山之節ハ純益金百分之弍ヨリ百分之五迄超過セザル金額ヲ以テ、其時之景況ニヨリ示談之上、冥加金相定毎年差出可申事、但借区壹ヶ年ニ付金五円ツ、可差出定約ノ外タルベシ

第八條

一 右借区冥加金及地料ハ毎年一月廿日定約ノ金員ハ治田郷麓村役場工期日聊無滯急度相納メ可申候事
前書之御承諾相成候ニ付約定書差入申候処如件

京都府下下京区第拾組荒神町式拾六番戸

明治十九年一月

増田藤助

伊勢国員弁郡

治田郷七ヶ村

総代御中

前書約定書之通承諾致候ニ付奥印候也

明治十九年一月

治田郷新町村総代

筒井武十郎印

(以下六名略)

右の地元村々との示談内容は、坑口一カ所につき五円の冥加金と坑夫飯場などの鉢山付属建築物の借地料一畝につ

き一〇錢を、毎年一月二〇日まで、に麓村役場へ納入すること、鉾山盛業となつた場合は純益金の百分の二、五を眞加金として村方へ納付することを定めたものである。この示談書と絵図を添付した南河内山の借区開坑願を増田が三重県庁を経て、農商務大臣宛に提出したのは一九〇九年七月三〇日であつた。左はその借区開坑願である。⁽¹⁰⁾

勸進第四四九号（朱筆）

借区開坑願

京都府下下京区第十組荒神町

廿六番地平民

増田藤助

三重県下伊勢国員弁郡治田郷新町村外六ヶ村共有地字南河内山民有地

字檢谷

六千〇〇四坪

字山神谷

七千三百六拾壹坪

字禪寺

三千百四拾七坪

銅鉛銀鉞合計 壹万六千五百拾貳坪

右之場所ニ於テ銅鉛銀鉞含有致候見込ニ付借区開坑致度、地元村々エ及示談候処差支無之候間、御許可相成候様仕度、別紙絵図面相添此段奉願上候也

京都府下下京区第十組荒神町

廿六番地平民

願人

増田藤助印

明治十九年七月三十日

三重県伊勢国員弁郡治田郷新町村外六ヶ村地

明治期近江商人の鉾山投資（末永國紀）

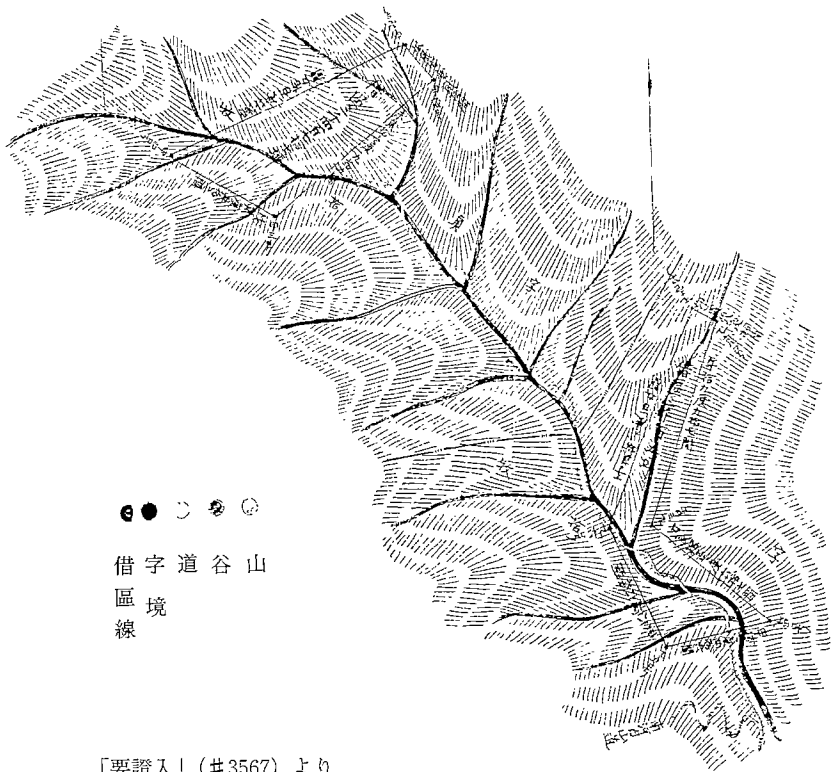
一一（四六〇）

南河内山要図



「要證入」(#3567) より

多志田山要図



「要證入」(#3567)より

主総代同郷奥村

羽場治郎平印

前書出願之場所取調候処、同村同字中稼人無少ニ付御聞届相成度候也

右村戸長

出口休大夫印

明治十九年八月二日

三重県知事石井邦猷殿

三重県知事を経由したこの願書は、農商務次官吉田清成の名によって許可になり、銅鉛銀鉱一万六五二坪の仮坑区券が同年九月二八日に交付された。同様に、この七カ村の共有地である多志田山の小字口拾牧と奥拾牧の銀鉛坑場計六五八二坪は翌二〇年七月二九日に許可になり、仮坑区券の發給を受けた。南河内山、多志田山ともに坑区税は五〇〇坪当り一円と定められている。

滋賀県愛知郡茨川村蛇谷の銀鉛銀借区開坑、三重県員弁郡西野尻村、下野尻村の銅鉛銀鉱の藤原嶽の借区開坑に先立って、地元の茨川村とは一九年一月、西野尻村・下野尻村とは二一年五月一五日に示談書を取り交わしている。内容は南河内山の借区開坑の示談書とほぼ同様であり、盛山となった時の冥加金の割合が蛇谷の場合は百分の二・三、藤原嶽の場合は百分の二となつている点が異なるくらいである。蛇谷・藤原嶽の借区開坑の許可については、蛇谷の場合は二四年六月九日に三五一〇坪が一五年間許可となつたが、藤原嶽については未詳である。⁽¹⁾

三 鉾山借区権取得の経過

増田・信太の兩人が取得した治田鉾山の借区開坑の権利を、丁吟は如何なる判断のもとに譲り受けるに至ったのであろうか。次に鉾山経営をてがけることになった丁吟側の意志決定の過程をたどってみよう。

治田鉾山の借区権譲渡の件が始めて丁吟東京店に持ち込まれたのは明治二十一年二月頃である。増田・信太が鉾山借区権を抵当に借金の申し込みをしてきたのである。丁吟では神鞭知常へ鉾山経営の見込みを相談している⁽¹³⁾。神鞭知常(一八四一―一九〇五)は丹後国与謝郡石川村の出身で、明治六年大蔵省出仕、二〇年主税局次長を最後に官界を去り、一時実業界に身をおいた後、第一回総選挙で衆議院議員となり、以後当選を重ねて、二九年の第二次松方内閣と三二年の第一次大隅内閣の法制局長官をつとめ、日露戦争にいたる時期には対外強硬論者の主唱者の一人となった。丁吟とは、明治二〇年の小名木川綿布会社創設の勸奨者として、また同社三代目社長として関係深く、同社増株の同人払込金を丁吟が肩代りしたり、丁吟の株式投資の相談に与るなど交渉の深い人物である。

神鞭は「鉾山随分見込アル、当時只今五百円貸金可然」と、鉾山は有望なので五百円位の貸金は適当であろうといひ、これを契機に鉾山経営に進出する場合は次の諸点に留意することが必要であると指摘している⁽¹³⁾。

- 一 第一ニ現在ノ技術者誰歟、此人ハ適任ノ人カ如何
- 二 何程ノ金ヲ懸ケレバ何日頃ヨリ何程ツ、品物出ルカ
- 三 品物ヲ相当ニ出ス迄ニハ何程入費アリテ何日頃迄掛ルカ
- 四 何程ノ仕方ナレバ何ヶ年程出ル見込
- 五 機械類ハ如何ヤウナル都合ニナリテアルカ

六 関係人(是迄ノ)ハドウ始末スルカ、彼是面倒アル事ハナキヤ

七 今後引受テヤル見込ナレバ其時ドンナ人ヲ主任トスル見込カ、若シ此見込アレバ此人ニ見込ヲ立サセザル事可然

八 薪炭ハ不充分ナル地方ニテハナキカ、但シ薪炭不充分ニテモ鉱物ヲ四日市又ハ桑名等へ持出ニ便利ヨケレバ差支ナシ

人材、設備、費用、立地という、新企業をてがける際に問題となる一般的条件を列挙して大局的の見地から助言している。丁吟ではこの呈示された八つの問題点を増田に質し、次のような回答を得ている。⁽¹⁴⁾

一 現在之技術師ハ本人増田

二 兼テ差上置候豫算之通

三 (欠)

四 是壬過日豫算書差上候通出金ニ応候事

五 キカイ等ハ如何様ナル都合ニ成テアルカ、是ハ別ニ能キキカイ等ハ無之、当分入用之道具計リ也

六 関係人ハ更ニ面倒なし元より増田一名之借区証ニテ、内藤房次郎江村儀助ハ関係人ニハ候得共此儘借金有之候テ返金ノ為ニ苦勞スル、同人(増田のこと―筆者)ハ早く売テ返金為致与申事ユエ、決テ苦情なし

七 此分ハ当店之随意なり

八 是ハ桑名之方極弁利也、春田山ヨリ桑名迄五里程有ル、四里程者人力も通行、夫ヨリ山へハ四十丁程

治田鉱山を稼行した場合の鉱山経営の収支の判断は技師を自称する増田本人によってなされたものであること、機械類の設備は無く道具類のみであること、増田は内藤、江村からの借金の返済に迫られて借区権の譲渡を丁吟に持ちかけたことがわかる。その後、神鞭が増田と面談し、よく問い質すことになった。一二月二二日の当主実弟吟治郎の東京店から西京店に宛てた書簡は、未だ鉱山経営着手を決定するに至っていない事情を次のように述べている。⁽¹⁵⁾

一 鉾山の云々ハ神君ニも立会ニテ相談候へども、何分当方共ニハ見留相附かね、考えニ相成兼候、付テハモムカ(五百円)かし金も何分取斗ひ兼居候、先ツ不調と思召可被下候、尤も不調之時ハ本人帰京被成度候趣、右ニハ何分之小遣も入用之趣、依テ殊ニ寄候ハ、十円カ二十円迄の事ハ遣し候半でハ不相成候様子、右金遣し候ニハ貴地ニテ相談可相成様致置可申候、自然被參候ハ、御聞取可被成候、尚一兩日之内何れとも取戻可仕候上可申候、尤鉾山ハ随分宜敷物ニ神君之御話し有之候へども、是ヲ弥取掛り候時ハモムカ(五百円)ハ無論、テラカ(四千元)も出金シテ九々^九方ニテ自由相成候様致置可然、鉾山学者一人月百円より二百円位迄之月給取ヲ入、能々ケンサ候半でハ不相成候、此学者ハ鳥渡見当テカネ候へども随分可有之候趣、右様之事ニテ迎も我等之考ニ參りかね候、依テ先ツ止め之考可然と存候也

ここでは、増田への五百円は未だ貸すに至っていないことを述べ、神鞭は鉾山を有望のように話しているが、いよいよ取り掛かるとなると増田への五百円はもとより四千元位を投入し、学者も月給百円〜二百円で雇い入れねばならず、とても今の段階では手に負えないからこの鉾山の件は断念するほかないかという判断を述べている。ただ、鉾山に対する態度はまったく問題にならないという全面否定の態度ではなく、経営に乗り出した場合の仮定の条件も述べられていて、文面からは保留の態度を読み取ることが出来る。こうした考えは、土肥八郎兵衛や徳兵衛等の東京店幹部店員の鉾山に対する判断にも反映して、同月二三日の土肥の当主宛書簡は「鉾山之一件ハ拙子ハ不賛成ト申事ニハ無之、番頭徳兵衛兄ハ拙与同意」と述べ、消極的賛成の意を表明している。その後同月二九日の吟治郎の書簡は、当主に対して、いよいよ鉾山を引き受けるにしても諸権利を一手に集めて「^九 (丁吟) 一人の物に致し、自由ニ可相成様致置候半でハ不面白」、そのためには出金も四〜五千円位が必要となつてくるので、自分達の判断の域を越え、「我等ニハ少々取り斗ひ兼候、旁々以此地ニテハ不調と相成候義ニ付、此辺能々御勘考可被成下候」と、慎重な対処を要望している。これらの通信から最後の決定権は当主の手中にあったことが分かる。

同三二日の近江本家宛の書簡で、当主の吟右衛門はついに治田鉦山に関わることになった交渉の経過と自身の判断を次のように述べている。⁽¹⁸⁾

増田儀陳者則昨日八田久立会ニテ書類認メさせ本日別紙写しの通り約定書一通并ニ借用証書一通、メ二通認メさせ取入、五百円也貸渡シ済候、对テハ鉦山ニ係ル書類等ハ大体取入可申候へ共、東京へ借区券一通廻り候分等、外ニ内藤方へ借区券一通損金書一通相廻り分ハ手ニ入不申候、則左ニ

十二月三十一日

一 五百円

増田藤助へかし 廿二年五月二十五日限

内 十三円

同人より 東店取替分引

内 四十八円廿銭

同人より 本所区中ノ郷瓦町一番地信田歌之助引

さし引

メ四百三十八円八十銭 増田藤助へ渡ス

右之通りニテ取極リ済ニ御座候、書類ニ何カ越度ハ無之哉御一覽可被下候、且ツ東京本所区中ノ郷瓦町一番地信田歌之助引、右ハ借区券一葉外ニ本人より借用証書差入被成度よし、之レヲ引替ニ相渡シ呉候旨申居候、尤も一応ハ右信田氏彼是と被申モ難斗様子御咄し在之候、兎モ角東京方へモ其旨夫れ々申通じ置候、一ト先之レニテゆる々御明考可然と奉存候、全ク右鉦山ハ諸方ニテ多分ニ望人在之様子ニ候へ共何レモ手馴レ不申事ニ付、何レモ手出シ不被成哉ニ被考へ候、当地方ノ考へハ実ニ大賛成可仕候、必らず末々見込アルモノニ限り哉ニ相考ヘラレ候、併シ何レモ皆々素人斗リノ考へより賛成ノ事ニ付、子細申上候様ノ理由ハ無之候、先ツ工学師^(マツ)ニ一度早々検査させる事急務かト相心得申候、よろしく御考へ可被下候

長い引用となったが、文意は次の通りである。今日三二日に、八田なる立会人を立てて鉦山関係の書類と引き換え

に増田へ五百円貸した。その内、東京店が増田の旅費として貸していた一三円と、増田が借区券の一部を担保に東京の信田（信太）歌之助から借りていた四八円二〇銭は差引く、この分の借区券は、増田本人が借用証書と引き換えに取り戻してやることになった。治田鉾山は諸方の人々の関心を引く有望な山であるが、鉾山は手慣れぬ事業であるので誰もが躊躇しているようである。当方としては将来有望に思われ大賛成であるが、その理由を子細にに述べるだけの根拠を持っていないし、素人考えの域を出るものではないので、専門の工学士による調査が急務であると述べている。五百円の貸金を決断し、その抵当に借区券を入手したことが鉾山事業進出の直接の端緒となったのである。書簡中に増田に認めさせたところある「約定書一通、借用証書一通」というのは次のようなものである。¹⁹⁾

印紙 約定書

一 拙者 去ル明治十九年九月廿八日三重県下伊勢国員弁郡治田郷新町村外六ヶ村共有地、字桧谷民地、山神谷同、南河内山之内禪寺同、銅鉛銀鉾場一万六千五百十二坪、但シ坑区税五百坪ニ付金壹円、借区開坑御差許仮坑区券御下付相成、尚又明治廿年七月二十九日同郷別名村外六ヶ村共有地字多志田山、小字口十牧三千五百坪、奥十牧三千四百七十七坪、民地合計銀鉛鉾場六千五百八十二坪、但シ坑区税五百坪ニ付金壹円、借区開坑御差許仮坑区券御下付相成、右夫々別紙写ノ如シ、当今試掘中之処、資本金ニ手支候ニ付、及頼談別紙証文ヲ以テ金五百円借用致候処実正也、期限ニ至リ返金相滞候は、拙者所有抵当物売払、元利皆返済可致候へ共、御好ニ随ヒ右鉾山業務悉皆器械及建物付属之物品不残、新町村六ヶ村約定書、別名村六ヶ村約定書、西野尻村外一ヶ村約定書、茨川村約定書共代価金貳千円ト相定、借用金五百円ヲ引去ル残金一千五百円ヲ以テ悉皆譲リ渡シ、御免状夫々御書換相願相渡シ可申候、右ニ付村々其他共苦情申分一切無之候、為後日約定書差入置申処依テ如件

下京区第拾組荒神町

明治廿一年十二月三十一日

田中 増右衛門殿

増田 藤助印

借入金証文之事

印紙

一金 五百円

但シ利足成規ノ如シ

右ノ金額今般無據要用ニ付儘ニ請取借用致候処実正也、返金之義ハ来ル明治廿貳年五月廿五日限成規ノ利足ヲ添無相違元利皆返
済可致候、第一番為抵当差入置左之通り

京都府下京区第拾組荒神町平民

一 銅銀鉛鋳山業場

稼人 増田 藤助印

此坪数一万六千五百拾貳坪

右ハ三重県下伊勢国員弁郡治田郷新町村外六ヶ村ノ共有地字檢谷民地山神谷民地南河内山之内禪寺民地

一 銀鉛鋳山業場

右稼人 増田 藤助印

此坪数六千五百八十貳坪

右ハ三重県下伊勢国員弁郡別名村外六ヶ村共有地字多志田山小字口拾牧奥拾牧

一 右場所ニ在之 銅鋳石合計五百貫目

所有主 増田 藤助印

一 右場所ニ在之 鉛鋳石合計七千貫目

所有主 増田 藤助印

一 右場所ニ在之 建家拾三ヶ所

所有主 増田 藤助印

内板葺五ヶ所藁葺八ヶ所、建物平均壹ヶ所凡拾坪ヨリ拾五坪ニ至ル

一 別名村外六ヶ村并ニ新町六ヶ村約定書一通 所有主 増田 藤助印

一 鉾山ニ付西野尻村外一ヶ村約定書一通 所有主 増田 藤助印

一 鉾山ニ付茨川村約定書一通 所有主 増田 藤助印

右之通為抵当差入置候、然ル上ハ期限ニ至リ返金相滞候ハ、該抵当売払代金ヲ以テ皆返済可致候、尤外方へ書入等一切無之段且鉾山稼業之義ニ付貴殿之思召次第御指図ニ随ヒ可申候、為後証之差入申借入金証文依テ如件

下京区第拾組荒神町

明治廿一年十二月三十一日

増田 藤助印

田中 増右衛門殿

丁吟幹部店員の田中増右衛門を名宛人として取り結ばれたこの約定書は次のような内容である。増田は治田鉾山の試掘をしていたが、資金欠乏を理由に二二年五月二五日を期限として丁吟から五百円を借用した。もし丁吟側でこの鉾山を入手する気があれば、借用した五百円を含めて抵当物件を代価二千円で譲渡してもよいというものである。抵当物件として差入れられたのは、新町外六カ村の共有地である松谷・山神谷・禪寺の合計一万六五二二坪の銅銀鉛鉾山、別名村外六カ村の共有地である多志田山の口拾牧・奥拾牧の合計六五八二坪の銀鉛鉾山、これまでに掘り出された銅鉾石五〇〇貫目と鉛鉾石七〇〇貫目、五カ所の板葺家と八カ所の藁葺家、それに新町村外六カ村・別名村六カ村・西野尻村外一カ村・茨川村との約定書である。

翌二二年一月一日の吟治郎の書簡によると、「鉾山一件ハ神鞭様ニモ殊之外宜敷哉之趣御咄有之候、日本銀行富田様ニも御同意之趣御座候、依テハ昨日も土肥、神君へ遣シ、御地より之手紙ヲ御覽ニ入相談候処、尚もサンセーニ

御座候」と、鉾山借区券入手を神鞭知常と富田鉄之助に報知し、兩人の賛同を得ている。²⁰とくに神鞭は、残りの借区券の一括入手のための手順を指示する等積極的に動いている。丁吟の側でも鉾山の件をはじめこの時期、神鞭を相談役として、何かと頼りにしていることは同月一八日の当主宛の次のような吟治郎の書簡からも窺うことが出来る。

鉾山事歴書御加入被下正ニ入手仕候、右件ハ弥々取掛り候義ニ相成候ハ、神君位之御人一人掛り居候半でハ不相成、是ハ御尤も奉畏候：尚神君ニハ萬々御相談願可申上旨奉畏候、御同然ニ右様之不馴ハ更ニ模様相訳り兼ね候、旁々以此地ニテも先ツ御同君より外ニハ別ニ相談スル処も無之候間、清々様子承り可申上候

その後も、借区権入手の交渉が進められていくのであるが、その間の四月六日付け当主の書簡は、「仏国シンジケト、世界之銅ヲ買メノ事、失敗候ニ付、銅ノ値段ハ日々下落いたし買手は直印ニ不拘無之もよふ、依て銅山師ハ青キ面ニ相成居候事ニ御座候、今更ニ買山候ものハ又後日勝利之事も可有之、先ツ四、五年或ハ十ヶ年位ハ盛大ニ手出し候事ハ不相成と存候」と、銅価格の連続的下落を報じながら、鉾山業に関しては、ここで買山してしまわず、後日の勝利を図って、この四、五年十十年は大々的に乗り出すのを控えるべきであるという判断を表明している。ここで注目されるのは、生産過程よりもつばら流通過程に強い関心が示されていることである。五月四日には増田藤助への五百円の貸付金返済は六月二十五日まで一ヵ月延期された。²¹

神鞭と、後に治田鉾山の現場責任者となる渡辺魁は同道して五月二十一日足尾銅山の視察に出かけ、明治七、八年頃以後色々困難があつたが、今では坑夫三、四千人で年間一千万斤を産出し、古河の財産も一千万円に達するとの現状報告を丁吟東京店にもたらしている。この後、神鞭は「神君ニハ御乗込ニ御座候、別テ足尾見テハ尚更と思ふ様之心持ニ御座候」との印象を与える位に鉾山に乗り気になっていくのであり、六月七日には、渡辺が治田鉾山実見におもむくことになった。そして同日付けの当主宛書簡で吟治郎は、「右鉾山ヲ渡辺君御実見之御模様御聞取之上能々御

考置可被成下候、右弥々取入候場合ニ相成候時ハ御女才ハ有之間敷と存候へども御関係之人々何連も此地へ御揃之上夫々手續致候半てハ不相成と存候ニ付此辺宜敷御勘考之上可然御さしづ頼上候也」と申し送っている。渡辺の見聞報告を聞き、また増田への五百円の貸付金の回収期限も迫り、丁吟側ではいよいよ治田鉾山への態度を表明せざるをえなくなった。鉾山業への進出を当主がどのような判断と見通しのもとに行つたのかを明確に示す資料は残されていないが、わずかにそれを窺わせるものに治田鉾山の鉾石分析報告と当主の心境を綴つた戯歌がある。鉾石分析結果の方は六月一日に理学博士生田益雄によつて報告されたものである。²² 銅は百分中の一一・一七であり、「本鉾石ハ採銅用トシテ中等品」と認定されている。後の結果から見るときわめて樂觀的な数字であつたと云わねばならない。また「明治廿二年七月五日夜洛陽磯部楼ニテ」の添え書きのある次の二首の戯歌に当主の心境を窺うことができる。²³

伊勢の中尾に心底惚れた通い洞さでやめられぬ

誰ためそ中尾の谷にかじか鳴き旅路の人をなくさめにけり

中尾というのは、松谷と山神谷を従える日岡山と盛徳山の間地点の地名であり、この地底を通洞工事が通過するのである。それだけにこの歌は成算のほどは別として、当主の鉾山業への打ち込みようを表明するものであり、七月八日には次のような条件のもとで丁吟が治田鉾山の譲渡を受ける契約証が関係者の間で交わされるにいたつた。²⁴

印紙 契約証

一 今般京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下ル荒神町増田藤助ヨリ小林吟右衛門エ鉾山坑業譲渡シ候ニ付双方之間ニ取結契約左之如シ

一 三重県下伊勢国員弁郡治田村共有山字松谷山神谷南河内山之内禪寺銅鉛銀鉾借区一万六千五百拾二坪、明治拾九年九月許可済

一 同県下同国同郡同村共有山字多志田山小字口拾牧奥拾牧銀鉛鋳借区六千五百八十二坪、明治二十年七月許可済

一 同県下同国同郡西野尻村字藤原ヶ嶽銅鉛銀鋳借区目下出願中

但シ出願中ト雖共直ニ小林吟右衛門之名義ニテ許可ナルノ手續キ可致事

一 滋賀県下近江国愛知郡茨川村字蛇谷銀鉛鋳坑業定約取結之俚

右之鋳山坑業増田藤助ヨリ小林吟右衛門工悉皆譲リ渡候契約ニ付、各村方ト増田藤助ト之約定書ハ増田藤助ニ於テ速ニ小林吟右衛門名義ニ書換調印可為致事

一 右之鋳山坑業讓渡代金之儀ハ当金六千円ト盛山金一万八千円ヲ小林吟右衛門ヨリ増田藤助工相渡スノ契約当金渡方左之如シ

一 金二千円也

一 南河内山及多志田山両山之借区券相添借区名義書換願書調印之上相渡シ可申候事

一 金二千円也

一 治田村及茨川村野尻村等之村方定約書書換調印済之上相渡可申事

一 金二千円也

借区券名義小林吟右衛門へ書換御許可之上相渡シ可申事

一 盛山金受渡手續之儀ハ讓渡人都合ニ寄、別紙契約証之通六千円宛三通合テ一万八千円ヲ小林吟右衛門ヨリ増田藤助ニ相渡シ可申候事

一 鋳山ニ所在之建家諸道具悉皆及掘出シ鋳石共讓受人工相渡シ可申事

右契約候処確實也、然ル上ハ今後聊違約苦情等申聞敷候依テ讓渡人讓渡關係人讓受人保証人連署契約如件

京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下ル荒神町

明治二十二年七月八日

譲り渡人

増田藤助印

同市同区蛸薬師通宝町東入橋弁慶町

譲渡関係人

内藤房次郎印

同市同区醒ヶ井遙松原上ル住吉町

同

江村儀助印

近江国愛知郡豊椋村字小田苧村四組式番地

譲り受人

小林吟右衛門印

長野県信濃国東筑摩郡筑摩村

保証人

渡辺 魁印

此契約証は二通ヲ製シ譲渡人譲受人双方エ各一通宛取置候也

以下白紙也

この譲渡契約証によれば、鉾山譲渡代金は合計六千円、ほかに盛山金一万八千円が増田藤助へ支払われることになっている。又これとは別に関係村々との約定書および鉾山借区券が小林吟右衛門名義に書き換えられた時点で、増田へ名義書換料として五百円宛合計一千円を小林吟右衛門が支払うという証文も同日付けで取り交わされた。これらの約定金の内、鉾山譲渡金は七月二十八日、八月三十一日、一〇月三〇日の三回に分けて二千円宛増田・内藤・江村へ支払われた。名義書換料も八月三十一日と一〇月三〇日に分けて五百円宛増田へ約定通り支払われた。盛山金の支払いは、鉾山稼業がまったく不調であったため、明治二五年五月一四日に一千六百円が支払われたに過ぎない。ともかく明治二一年の一二月の段階では合計二千円であった鉾山譲渡金が、盛山金を除いても半年後には七千円に高騰したのであ

る。それでもなお当主に鉱山入手を決意させたものは、先の戯歌にも横溢しているが、小名木川綿布会社創設に参加した時の「当主、前五ヶ年ノ不景氣ニテ、如何セント思ひ折柄、綿布会社之議起リ、人々の相進メ寄、廿年四月廿四日より英国へ機械注文ニ出発シタリ」という述懐にも窺う事の出来る、この時期の当主自身の局面打開意欲の旺盛さであつたとみるほかは無い。

七月三十一日の実弟吟治郎の書簡では、信太等との残りの借区券の話も決着し、第一回鉱山譲渡金二千元を渡して借区券二通その他を取入れ、三〇日には渡辺と当主が治田鉱山へ約一〇日間の予定で出かけることになったことを知ることが出来る。八月八日には鉱山周辺の村方との約定も済み、借区券の書換え申請を願ひ出ることになった。丁吟は地元代理人を治田村新田の岡庄吉に依頼している。

この時、関係村々の治田村、茨川村、西野尻村との間で締約された約定書を日付順に掲げておこう。⁽²⁶⁾

鉱山坑業約定書

一 三重県下伊勢国員弁郡治田村共有字南河内山及多志田山両山之内既ニ借区御許可之ニテケ所別紙絵図ニケケ所始メ其他見込之場所ニ於テ鉱山坑業當度ニ付、小林吟右衛門ト村方トノ間ニ示談する事左之如シ

第一条

一 坑業中借区一ヶ所毎ニ一ヶ年ニ付金五円宛坑口一個毎ニ一ヶ年ニ付金五円宛、通洞巷ヶ所毎ニ巷ヶ年毎ニ付金五円宛、毎年一月十日限差出シ可申候事

但シ三間ニ至ラサル新坑口及ヒ廃止セシ坑口ハ約定金差出不申候事

第二条

一 旧坑舗ト雖モ再ヒ探掘スルトキハ一坑ニ付金五円宛差出可申候得共取明ケ約定金ハ差出不申候事

第三條

一 借区内ニ於テ以後開坑スルトキハ速ニ村方鉾山係ヘシテ通知可申候事

第四條

一 鉾山盛山ノ節ハ（前々ヨリ之損失ヲ弁済セシトキ）純益金百分ノ三分五厘ヲ冥加金トシテ翌年六月精算之上差出可申候事

第五條

一 坑業人ニ於テハ南河内山并ニ多志田山開坑ハ勿論通洞ヲ開鑿スルノ見込ナレハ両山ノ諸鉾脈ハ通洞開鑿成功之上鉾脈確定スル迄ハ地元村ヨリ他ヘ示談致サザル事

第六條

一 坑業之都合ニ據リ借区増減出願之節ハ村方ニ於テ差支ナキ様執計可申候事

第七條

一 両山ニ於テ坑業必要之道路開鑿及宅地等開墾之儀ヲ村方鉾山係ヘ照會之節ハ双方協議之上差支ナキ様執計可致候事

第八條

一 宅地及其他ニ使用スル地ハ一畝歩ニ付金拾錢宛毎年一月十日限り差出可申候、以後開墾スル分ハ其都度差出可申候事
但シ道路之敷地ハ此限りニ非ス

第九條

一 宅地其他ニ使用スル地ハ村方鉾山係之立會ヒ地盤丈量之上畝歩相定候事

第十條

一 借区地内ト雖モ立生木借区人ニ於テ一切伐採致サザル事

明治期近江商人の鉾山投資（末永國紀）

但シ共有人ハ此限りニ非ス

第拾老条

一 他村ヨリ寄留之者ハ勿論本村人民ト雖モ鉾山ニ滞留スル坑夫伝夫等ヨリ一切伐木買上不申候事

但シ近傍ニテ枯木等ヲ拾ヒ取り薪トスルハ此限りニ非ス

第拾貳条

一 鉾山ニ使役スル坑夫伝夫ハ鉾山事務所ニ於テ嚴重ニ取締可致ト雖モ若シ窃ニ約定ニ背キ伐木スルモノ有之候トキハ村方鉾山係ニ於テ相当ノ御処置可被成候事

第拾参条

一 鉾山ニ使役スル坑夫伝夫ハ可成治田村ヨリ雇入可致候事

但シ鉾山ニ使用之木材買上ケモ本条同断ニ可致候事

第拾四条

一 前条約定金ハ村方鉾山係へ差出可申候事

第拾五条

一 此約定金ニ間スル借区之ヶ所并ニ坑口及通洞之増減ハ三ヶ月毎ニ村方鉾山係へ通知可申候事

但シ坑口廢シ等之故ヲ以テ減致之トキ村方鉾山係立会ヲ要スルコトアルベシ

第拾六条

一 萬一鉾山坑業他人へ譲り渡候節ハ共有村ト示談之上此約定之件々譲受人へ継統為致可申候事

第拾七条

一 前条々借区人ニ於テ違背シタルトキハ違背之輕重ニ據リ村方鉾山係ハ評決之上金壹円以上百円以下之違約料ヲ差出可申候事

前条確守致候間、此約定証式通ヲ製シ各々壹通宛取置候也

明治二十二年八月五日

三重県伊勢国員弁郡治田村

人民総代

後藤鋪三郎印

服部富之助印

出口栄三郎印

葛山才三郎印

矢野周治郎印

立木 鶴吉印

小森 鶴吉印

三重県伊勢国員弁郡治田村長

出口休太夫印

小林吟右衛門印

是ヨリ以下余白紙

契約証

一 滋賀県近江国愛知郡東小椋村字茨川村鉾山開坑ニ付同県同国同郡豊椋村字小田苅村小林吟右衛門ニ於テ該村山持総代ト契約
スル事左之如シ

明治期近江商人の鉾山投資（末永園紀）

第壹条

一 小林吟右衛門ハ茨川村ノ内字蛇谷及ビ其近傍諸山ニ於テ借区開坑スルニ付該村中之所有山ニ顯出スル処ノ鉞脉ハ不殘小林吟右衛門ノ所有權トス寄テ所有主不論何レノ山ニテモ試掘開坑之義ハ申ニ及ハズ他人工決テ示談不致候事

第二条

一 借区開坑ノ上ハ何レノ場所ニテモ鉞脉顯出ノ所ハ盡ク試掘スル目的タルニ付着手ノ上ハ壹坑毎ニ壹ヶ年ニ金五円冥加金トシテ小林吟右衛門ヨリ差出可申事

但シ新坑ハ探鉞三間以上堀入候得ハ右冥加金差出シ旧鋪ハ取明ケノ上採掘之目的相立候上ハ差出スベシ

第三条

一 該山開坑ニ付道路橋梁諸居小屋坑夫飯場等ノ新築用材及薪等ハ其村中ノ者ヨリ成丈ケ買上ゲ使用可致事

第四条

一 建物新築之敷地料ハ壹畝歩ニ付借地料トシテ其地主ニ壹ヶ年ニ付金拾錢宛毎年壹月廿日限り相納メ可申候事

第五条

一 鉞山盛山ノ節ハ純益金百分之式ヨリ百分之三迄超過セザル金額ヲ其時ノ景況ニヨリ示談ノ上冥加金相定メ毎年差出可申候事

第六条

一 右借区冥加金及地料ハ毎年一月廿日定約ノ金員ハ該村總代エ期日之節無滞相納可申候萬一不納ノ節ハ前書ノ契約取消可致事

第七条

一 小林吟右衛門ニ於テ坑業之都合ニ依リ來ル明治廿四年七月迄ニ若シ着手セザル時ハ此約束ニ対シ明治廿四年八月以後ハ壹ヶ年金拾円宛差出シ可申尤モ着手候節ハ本条約ニ準シ約束金差出可申候事

前条々ノ通契約スル処相違無之ニ付双方調印之上各々老通宛取置候也

滋賀県近江国愛知郡東小椋村字茨川村

明治二十二年八月七日

地主総代

筒井利平印

同上

筒井龍藏印

同県同国同郡豊椋村字小田刈村

坑業人

小林吟右衛門印

以下白紙

約定書

一 三重県伊勢国員弁郡東藤原村大字西野尻村下野尻村各地元字藤原嶽ニ於テ借区開坑スルニ付該村ト左ニ定約ス

第老条

一 借区開坑を為サントスル時ハ何レノ場所ト雖モ鉱脉発見之際ハ開坑人ノ処ニ心シ逐次定約可致候事

第式条

一 借区開坑中ハ冥加金トシテ借区壹ヶ所ニ付金五円宛毎年一月廿日限差出可申候事

第ニ条

一 建物敷地料并ニ付属用地ハ老畝歩ニ付敷地料トシテ壹ヶヶ年金拾銭宛毎年一月廿日限前納可致候事

第四条

一 盛山之節ハ純益金百分ノ式ノ金額ヲ冥加金トシテ翌年六月精算之上差出可申候事

明治期近江商人の鉱山投資(末永國紀)

第五條

一 坑鋪ヨリ掘出シタル土石之類ハ可成同川筋へ流出セザル様注意可致候事

第六條

一 該村用水ニ障碍致間敷候事

第七條

一 該山ニ使用之材木ハ勿論其他薪等ニ至ルマテ一切刈取間敷候事

第八條

一 坑業之都合ニ據リ該山ニ於テ道路開鑿セントスル時ハ村方ト立会之上取極候節ハ不苦候事

前條為後証契約如件

此約定証式通ヲ製シ各々ニ通宛取置候也

伊勢国員弁郡東藤原村大字西野尻

明治二十二年八月八日

總代 中村文四郎印

同

同 黒田 清英印

伊勢国員弁郡東藤原村大字下野尻

總代 宮木 長左印

同

同 川村兵右衛門印

是ヨリ以下白紙

契約証は、共有山である治田村とは人民総代と、個人所有山の茨川村・西野尻村・下野尻村とは地主総代との間で交わされている。内容は次のように概括される。治田村とは借区・坑口・通洞の名一カ所に付年五円を村方へ納付すること、以前の損失を弁済した後は盛山金と称する冥加金を、年間純益金の百分の三・五の割合で村方へ納付すること、宅地の借地料は一畝歩に付年拾銭とし、立木の伐採を禁止、坑夫伝夫はできるだけ村民から雇用することを取り決めている。約定に違反した場合の違約金は違反の軽重によつて一円から百円となっている。茨川村の地主とは、坑口一カ所に付年五円、盛山金は百分の二・三とし、宅地の借地料は治田村と同様である。橋梁居小屋飯場等の建築用材や薪はなるべく村内からの調達をもとめている。茨川村との約定で目だっているのは坑業着手期限が設けられていることである。すなわち明治二十四年七月を期限とし、着手しなかつた場合は一年に付拾円の違約金を払う取り決めになっている。西野尻・下野尻村の地主とは借区一カ所に付年五円、盛山金は百分の二、宅地借地料は治田村と同額、材木・薪等一切の伐採の禁止を取り決めている。

このように八月には当主自ら入山して各村方との約定が取り決められ、鉾山借区券の名義書換も行われ、治田鉾山事業は具体的に着手されることになったのである。

九月九日の書簡で当主は「治田鉾山事件ハ極々秘密ニ可致候事ニ付、御他言無用、もし他の人知テ尋ラレ候共、掛違知ラヌ体ニ請答頼候」と、治田鉾山の入手のことは世間には内密にしたい意向を示し、続けて「右坑業ニハ、エンショウ、ダイナマイト等々火薬類買入候事ニ付テハ取扱方心配ナリ、依テハ時々往來の節京店或ハ本家等へ持参候事

厳禁、買先ヨリ直送り可被成事ニ申達し置候ニ付、御同意御心得置可被成候事」と、買入入れた火薬類の京店・本家への運び込みを禁じ、鉾山へ直送することを命じている。⁽²⁷⁾

以上の経過からみて、二二年六月以降、丁吟は借区券の所持のみにとどまらず、治田鉾山経営の着手を決断したことがわかるのである。当主自身もその覚書の中で「鉾山は自宅より辰巳ノ方角ニ相当り、明治二十二年六月着手ニ附タリ」と記している。⁽²⁸⁾ 事実、明治二十二年七月起筆の治田鉾山の「総勘定元帳」には同年六月からの支出が「創業費」として計上されている。⁽²⁹⁾ そして六月の渡辺の実見報告をもとに当主が鉾山入手を決意し、八月初旬の当主自身の入山実見後、関係人や地元村々との約定締結をへて丁吟の治田鉾山事業は創業されたとみることができ、「総勘定元帳」の「祝費」の項には「八月一二日仕事始メ祝式口」として一円六〇銭の支出を記している。従って、あえて正確な創業日をもとめるとすればこの日であろう。

四 事業着手時の収支目論見

鉾山業のような莫大な資金を必要とする事業がどの様な見通しのもとに創業されたのであろうか。諸村との約定締結直後の明治二二年八月一五日、渡辺魁は治田山において次のような事業着手の手順を立案している。

事業着手ノ順序

- 一 専ラ通洞開鑿ニ力ヲ入レル事
- 一 通洞開鑿ト同時ニ盛徳及仙右衛門両鋪ヲ通シ、其座元ヲ取明ケル事
- 一 右ニ付仙右衛門鋪ヲ取抜ケル事
- 一 右両頂ニ次旧坑鋪ヲ徐々取明ケル事

一 別途ニ見込アル個所ニ於テ探鉱採鉱ヲナス事

一 右本業ヲ営ナムニ必要ナル事務所飯場ノ建築其他該どうぐノ買入等ハ大至急ニ埒明ヘキ事

一 技師ノ雇入レ通洞出願并ニ増借区等ノ義ハ渡辺上京ノ上、取極ハムヘキ事

一 二十二年八月十五日治田山ニ於テ渡辺立案

右の事業着手の計画案によれば、事業開始当初は主要な坑道を切り開く通洞開鑿と盛徳舗、仙右衛門舗という旧坑の取明け・取揚げに重点を置くという方針が打ち出されている。本格的な採鉱以前の予備的工事である。この計画案に沿って二種類の収支見積積が立てられた。次に示すものは、通洞開鑿と旧坑取明に要する二年間の収支見積積と、通洞開鑿後の収支見積積である。³⁰⁾

通洞開鑿前収入予算第貳号

- | | |
|----------------|-----------------|
| 一 鉱石三百二十四貫目 | 一日分採取高 |
| 一 荒銅 二十九貫百六十目 | 鉱石百貫目ニ付九貫目含有ノ見積 |
| 一 代金 二十五円五十銭五厘 | 百斤(但シ十六貫目)十四円ノ割 |
| 内 二十円也 | 採撰溶鉱等諸入費 |
| 差引 金四円五十銭五厘 | 純利益 |
- 右ラ一ヶ月ニ積レバ
- | |
|-------------------|
| 一 鉱石 八千百貫目 |
| 一 荒銅 七百二十九貫目 |
| 一 代金 六百三拾七円八十七銭五厘 |

明治期近江商人の鉱山投資(末永國紀)

内 五百貳拾五円

諸入費

差引 金百拾貳円八十七銭五厘

利益

二ヶ年三積レバ

一 鉾石 拾九万四千四百貫目

一 荒銅 壹万七千四百九十六貫目

一 代金 壹万五千三百九円

内 壹万貳千六百円

差引 金千七百九円

この収入見積では、先ず一日当りの鉾石採掘高を三二四貫目、その鉾石には一〇〇貫目につき九貫目の荒銅を含有するものと見込んでゐる。荒銅一〇〇斤(一六貫目)当の販売価格を一四円とし、荒銅販売代金を二五円五一銭五厘と計算している。諸入費を二一円と見積っているので、一日当の純益は四円五一銭五厘と算出されている。一カ月を二五日で計算し、一カ月当の純益は一二二円八七銭五厘となっている。さらに二年間に換算して、鉾石一九万四四〇〇貫目・荒銅二万七四九六貫目・販売代価一万五三〇九円を得、諸入費二万二六〇〇円を支出して、純益二七〇九円をあげ得ると見積っている。したがって、最初の二年間は年平均一三五四円五〇銭の収益が見込まれるが、「益金収入予算」⁽³¹⁾ではこれの八割を年間収入と見積っている。

支出見積は次のようになっている。⁽³²⁾

資金支出予算

一 金壹万六千貳百円

向二ヶ年間即廿四ヶ月ニ割り毎月支出ヲ要ス

即ち毎月支出分

金六百廿五円 通洞費

金 五拾円 探鉱費

一 金七千円也 一時限り(譲受元金)

一 金五百五拾円 (創業費)

一 金三百円也 (調進方元金)

計貳万四千五拾円

一 金六千五百円 明治廿四年秋ニ至り通洞開通后ノ營業資本トス

但シ此分ハ通洞開通ノ坑況ニ據リ大ニ増額ノ計画ヲ為スコトアルヘシ今仮ニ小計画ヲ以テ此ヲ定ム

合計 金三万五百五拾円也

すなわち、向こう二年間の毎月の支出分は通洞費が一月六二五円で一万五〇〇〇円、探鉱費は一月に五〇〇円、
一、二〇〇円であり、二四ヵ月分の合計は一万六二〇〇円。これに一時的支出として鉾山譲渡代支出金の七〇〇〇円・
創業費五五〇円・調進方元金三〇〇円が加わり、さらに明治二四年秋からは通洞開通後の營業資金として六五〇〇円
を見積り、総計三万五五〇円の出費を要すると算出している。

また、二カ年で一万五〇〇〇円を要する通洞開鑿予算の内訳は次のようになっている。⁽³³⁾

六号通洞手掘予算 間数三百五拾間

一 金壹万四千八百八十五円也

内訳

明治期近江商人の鉾山投資(末永國紀)

一金四千七百六十円也

坑夫賃錢

但シ 一日式拾人ニテ三尺宛堀進ミ七百日間、坑夫ノ手間一万四千工ノ積リ、一工一日三拾四錢ノ割

一金一千四百円也

車夫、手子賃錢

但シ 一日拾人七百日間七千工、一工一日式拾錢ノ割

小計 金六千六百六十円也

一金五百円也

ダイナマイト

一金五百円也

留木、矢木

一金五百円也

風送器カイ

一金壹千円也

レイル、坑木、通洞口ノ橋、矢ハツ、山ノ切抜、土砂捨場ノ堤防等

一金式千六百二十五円

仙右衛門盛徳鋪座元取明費

但シ (坑夫拾人一人三拾錢、伝夫三拾人一人拾五錢)ニテ三百間ノ見積

一金三千六百円也

給料修繕旅費交際雜費等

但シ 一ヶ月百五拾式円式年間ノ積リ

以上

すなわち、二年間で三五〇間を掘る通洞費用は、一日当り坑夫二〇人がかりで三尺堀り進むものとし、坑夫賃錢は一人当り一日につき三四錢、七〇〇日間で四七六〇円。車夫・手子の賃錢は、一日当り二〇錢で一〇人が七〇〇日働くとして二四〇〇円。破碎用のダイナマイト・土留め用の留木、矢木(矢板)・風送器械に各々五〇〇円宛、レイル・通洞口の橋・土砂捨て場の堤防等に一〇〇〇円。通洞費用の総計は八六六〇円が見込まれている。仙右衛門、盛徳鋪

の旧坑取明の費用は、一日につき、賃錢三〇錢の坑夫が一〇人と一五錢の伝夫が三〇人、各々三〇〇日間働くとして二六二五円を見積っている。またこの二年間の給料、旅費、交際費、雑費等の事務費を主とする諸経費は一ヵ月当り一五〇円として三六〇〇円を見込んでゐる。

では、通洞開通後の見積はどの様に立てられていたのでしょうか。これは次のようになっている。⁽³⁴⁾

通洞開鑿後ノ收入予算第一号

一 鉾石	拾五万貫目	一ヶ月廿五日一日六千貫ノ見積
一 荒銅	一万三千五百貫目	一ヶ月分鉾石百貫目中九貫目含有ノ見積
一 代金	一万千八百廿五円	一ヶ月分荒銅百斤(即ち拾六貫目)拾四円ノ見積
内七千九百六拾壹円拾錢		一ヶ月分採撰溶鋳及雜費總計
差引	金三千八百六拾三元九拾錢	

一ヵ月単位の計算である。すなわち一日当り六〇〇貫を産出するとして、一ヵ月二五日間で一五万貫の鉾石から、一万三五〇〇貫の荒銅が採れると仮定している。一〇〇斤(一六貫)当りの販売代価は一四円とみて、荒銅の代価を一万一八二五円(一万一八一五円が正しい)とし、そのための採撰溶鋳費と雑費の支出合計が七九六一円一〇錢入用としている。一ヵ月の収入は三八六三元九〇錢と算出している。そしてこれを元にして、通洞開通後の年間「収益収入予算」はその八割に当たる三万七〇九三元と見積っている。

この一連の見積の根拠の一つとなつてゐるのは、鉾石中の荒銅の含有率九%という数字である。明治四一年刊の『開國五十年史』のなかで、「鉾業誌」を執筆した足尾銅山の古河潤吉は次のように述べてゐる。⁽³⁵⁾

銅は我國鉾産物中最も重要な地位を占むるものにして、其鉾床一種あり、其一は結晶片岩若しくは古期成層岩中に層状を成して、

其脈幅厚く、往々七八尺に達し、其伸縮断続の變化甚だ少なしと雖、含銅量は概して低く、多きも百分の八乃至九、少なきは百分の二乃至三に過ぎず、時としては遂に硫化鉄に変遷するものもあり。この鉱床に属する良銅山は、先づ指を別子銅山に屈し、日向の日平・槇峰、肥後の五木、遠江の久根、紀伊国吉野川付近、及び信州伊那銅山等皆此種類に属せり。其二は凝灰岩等の火山岩中に鉱脈を成して存在するものにして、含銅量の佳良なる、百分の一〇以上百分の三〇に達するものあり。此鉱床に属するものは足尾銅山を以て其巨擘と爲し、山陰道及び奥羽地方の諸銅山皆是れなり。

すなわち我國の銅の鉱床には二種類ある。第一は結晶片岩あるいは古期成層岩中に層状をなしているものであり、含銅量は概して低く、多くても百分の八〜九、少ない場合は百分の二〜三に過ぎない。この鉱床に属する銅山は伊予の別子、日向の日平・槇峰、肥後の五木、紀伊の吉野川付近、信州の伊那、遠江の久根等の銅山群である。第二は凝灰岩などの火山岩中に鉱脈を持つ含銅量最も優良な銅山で、足尾銅山を筆頭に山陰・奥羽地方の銅山群であるという。この記述からすると、銅山としての治田鉱山は、九〜二%の鉱床を持つ第一の銅山群に属しているとみられるのであり、渡辺の見積は最大の含有率を元に算出されていることになる。これが大きな誤算であつたことは後述する通りである。

五 鉱山直営の経過

館名を神光館と称し、館主を小林吟右衛門、現場責任者である鉱長を渡辺魁とし、一一条からなる「館定款」をもつて明治二二年八月に創業された、丁吟の治田鉱山直営のその後の経過を見ておこう。

この年の十一月から十二月にかけて、東京店から鉱山費用を三井銀行の爲替に組んで二、三百円を数回送金し、祝³⁶い手拭四〇〇〇本を地元³⁷に配つたりしている。翌二三年の一月四日の書簡によれば、前年二二年六月六日から二三年

一月四日までの鉾山出費額は三八七五円二八銭と報告し、鉾山業は盛大になるまでの出費がかさむので、いまだ通洞許可前ということもあり、渡辺に対する出金節約要請をするようにという当主の指示を了承している。二月二十六日には通洞許可となり、予算外の出金がかさむといっている。三月二十九日は、「治田鉾業も追々尺取候へともいまた目途不相附、何卒好結果相待可申候」と、祈るような心持の様を表明している。五月二日には「鉾山通洞大ニ抄取候趣、しかし未タ金出候場合ニハ不參候」という状態である。六月二十六日の書簡は、撰鉾精練業のため予算外に一〇ヵ月と三〇〇〇円が必要との渡辺の見積を伝えている。これに対して当主は七月三日に撰鉾精練は見合わせ、通洞探鉾のみという方針を打ち出している。八月三十一日までの通洞は七七間三尺六寸と報告している（九月一六日）。十一月二三日には治田鉾山の費用が際限なく必要な場合は売山するより外はないと、売山の意向を漏らすにいたっている。二六日は、新たに多志田山・蛇谷の借区は際限なく出金がかさみそうなので断わりたい、売山したいが秘密であると云っている。そして二八日の書簡では、吟治郎も意外に多額の出費がかさむことに困惑して、次のように述べている。

一 治田鉾山、当家ハ余業ニテ、古川住友杯ハ相違三付、成丈ケ手広ニ不相成候よふ御同意可致候旨、御尤ニ御座候、然ルニ夫カラ夫エト無余儀手ヲ広ケ不申ハ不相成よふ相成、困入候

すなわち、鉾山業は古河や住友といった鉾山業専門の家とは違って、当家にとつては余業であると云う当主の意見に共に賛意を示し、際限の無い出費に懸念を表明している。それでも翌二四年一月一〇日には、農商務大臣宛に茨川村蛇谷の七万二一六四坪の試掘と三五一〇坪の借区を出願している。三月一三日の当主の筆は、治田鉾山への出金額は当初から合算すると二万五〇九六円九四銭五厘に上り、「右ハ際限なき儀ニテ、外方へ売山候ニモ品物ト違ひ相手遠く且ツ足元ヲ見ラルルモノ馴ハ、余程前ヨリ其支度置候半テハ速モ速座ノ事ニハ参り不申候」と言い、あと二〜三ヵ月の間に目途をつけたいとしている。同月一五日には、売山するにも都合よいので治田山の絵図を八日市の絵師に

描かせるように指示している。この年一〇月には通洞費、補助金、事務費として六三六円を三井銀行経由で送金したことを報告している。二五年になると、二月一九日の吟治郎書簡は「鉾山之義ハ始予算ヨリ、未タ出来モセザルニ別紙之通り二倍余之出金ニ相成、此末何程出金致して目的相附候狀難相訳リ誠ニ心元ナキ次第第二御座候、大ニ心配ニ存候」と、予定の予備的工事期間が過ぎても見積予算が倍増したのみで、事業の目的が全く立たないことに憂慮している。

同月二九日の当主書簡は、費用節減のための次のような治田鉾山の改革を渡辺へ通告している。すなわち、治田山へは二二年に一万一五〇〇円余、二三年一万一七〇〇円余、二四年に一万七〇〇円余を出金しているが、いまだに少しも用途が立たない。そこで「取明之坑夫伝夫六七拾名斗下山申し附ケ、吹大工等都而相止メ可被成候事、渡辺へ申渡候」と、旧鉾取明の坑夫伝夫六、七〇人の解雇を指示するに至っている。この改革は鉾山現場に好結果をもたらさなかつたようであり、渡辺は四月二八日に今後の方針について次のような二つの案を呈示した「御相談書」を提出した。⁽⁴⁾

一 当治田鉾山費用節減致シ度為メ、昨年七月并ニ今年二月大改革施行候処、両度共好結果ヲ得ス、追々山内人気相離レ、此依ニテハ諸人解散休業ニモ立到ルベキ場合ニ相成タリ、依テ左ノ二案内孰レトモ御採決在之度之

第一案

- 一 金六百円也 一ヶ月坑舗及事務惣入用
- 一 金四十円也 〃 調進方米損補助

右毎月定入用トナシ坑業稼方方法ノ如キハ一切山方へ任セ可申事

第二案

- 甲一 金百三拾円 通洞一丈三付惣入用
- 乙一 金五拾円 一ヶ月旧舗入用

乙一 金百二拾円 〃 事務入用

乙二 金四十円 〃 調進方補助

計二百拾円也

右乙案ハ毎月ノ定費、甲金ハ通洞の進行ニ応ジ計算可致事

前文において、経費節減のための改革によつても好結果を得ることが出来ず、かえつて現場の労働意欲を喪失させ解散休業の恐れも出てきたという現状を報告し、一ヵ月当り六四〇円の一括定額費用によつて作業を進めるか、それとも通洞費用は通洞の進行に依じて出来高払いにするかの二案を提出している。その結果、四月三〇日、京都において第一案が採用されることに決定し、再度事業継続の方針が打ち出されたのである。

この間の鉾山事業の進行状況を見ると、日ノ岡から山神山直下までの三五〇間の通洞開鑿は、一三年二月五日の開鑿着手以来、二五年一〇月三一日までの進行間数は三三四間一尺三寸である。通気のための風道の構築は明治二三年六月二四日の着手から二四年二月二八日までに間数にして四四間二尺六寸となり、「当月一ヶ月ヲ以テ風道諸事全ク落成」した。これらの工事費の元利合計は二五年一〇月までに四万一六五〇円九五錢三厘を要した。⁽⁴⁾ 工事の規模を二三年七月の一ヵ月予算で見ると次の通りである。⁽⁵⁾

一ヵ月予算

一 金六百円 通洞堀方式拾四間之見積、但シ一間ニ付金貳拾五円割

右使役人夫、斧指坑夫車夫手子三拾四人

一 金三百円 旧舗取明及探鉾入費

右使役人夫、斧指坑夫車夫手子四十式人

明治期近江商人の鉾山投資(末永國紀)

一 金三十拾円 取明探鉞ニ属ス火薬類代

一 金四十円 大工及岡働キ、総而營繕ニ係ル定入費、外ニ雜費共

一 金百五拾円 給料及旅費交際費事務所入費

計 金一千百貳拾円也

明治廿三年七月

坑鋪庶務課

一 ヵ月二四間、一間につき二五円と見積られている通洞工事に要する人夫三四人の内訳は、日当三五銭の斧指二人・日当三五銭の坑夫一人・日当二二銭の車夫二人、日当二〇銭の車夫二人・日当一五銭の手子(伝夫)一二人である。旧鋪取明および探鉞に要する四二人の内訳は、日当三八銭の斧指二人・日当三三銭の坑夫七人・日当二〇銭の坑夫兼車夫五人・日当一五銭の手子(伝夫)二人である。

鉞業がどのくらいの規模でどのように稼行されていたのかということは次の調査によって知ることが出来る。⁴⁵⁾

治田鉞山坑業調査

明治二二年自九月至一二月

一 事業ノ目的ハ、当鉞山ハ南河内山及多志田山ニ於テ諸鉞山ヲ探鑿シ、銀鉛銅ノ三鉞ヲ採掘シ并ニ其製鍊ヲ営ムモノトス

一 明治廿二年九月坑業讓受以來取開キタル坑口ノ間数ハ旧鋪ノ取明及新坑開拓共合計五百三拾間ニシテ坑夫伝夫車夫等ノ人夫

合計四千工トス

一 現在使用スル人夫ノ数ハ坑夫伝夫車夫合計六十人

一 諸費用支出高ハ金三千六百五拾円ニシテ内訳坑夫等ノ賃金坑鋪内ノ資品等ノ本業費金千六百八十八円堤防土木家屋雜費等ノ

助業費金千九百六拾貳円トス

一 取開タル鋪名ハ旧鋪取明ノ分仙右衛門鋪盛徳鋪并ニ北辰鋪ニシテ新坑口ヲ新王鋪ト唱フ

一 器械ハ手掘リニ用ユル諸道具ノ外未タ器械ヲ用ユルニ至ラス

一 出鉱石ハナシ、但當鉱山ハ往昔採鉱セシ諸坑底ニ向ヒ通洞ヲ開鑿シ（出願中）然ル上專ラ探鉱當ニ取掛ルヘキ見込ニ付未タ出鉱ナシ、随テ淘汰製鍊損益等ノ事項ニ關シ上申スヘキコトナシ

官庁へ提出された、この二二年九月から十二月までの治田鉱山の調書は稼行の實際を報告したものである。事業目的は銀鉛銅の採掘にあること。取明けた坑口の間数は新旧合わせて五三〇間であり、坑夫・伝夫・車夫等の入夫の延べ数は四〇〇〇人、現在の使用入夫数は計六〇人であること。費用支出高は三六五〇円、その内本業費は一六八八円、付帯費は一九六二円であること。機械は使わず道具による手掘であること。当面の工事も目標は、出願中の往昔採鉱した坑底に向けて通洞を開鑿後、探鉱に取り掛かる見込みであること。したがって出鉱石はなく、精鍊損益等もないというものである。

このように初めは新旧坑口の取明工事が中心であった。日ノ岡―山神山の通洞開鑿工事は許可を得た翌日の二三年二月五日に着手され、三月五日「四ツ止彦番ノ柱建て」をし、同九日に「初テ火薬ヲ使用」して、一〇月末日までに五七丈六尺六寸の進行をみた。また同年六月二四日に着手された風道工事は一〇月末日までに一三丈二尺三寸進行した。⁽⁴⁶⁾これらの鉱山工事のための投資額を、「総勘定元帳」によって内訳の分かる創業時から二三年一〇月までの分について表示したものが表―1であり（支出は一ヵ月遅れの記帳となっている）、表―2は六月の支出から「賃銭」と「機械」についてのみ摘出し、その内訳を示したものである。この一七ヵ月間に総計一万四三一五円を送金し、総計一万五九五三円を支出している。これは当時の本業である東京店呉服方の年間売買利益に相当するものである。月平均にすると送金は八四二円、支出は九三八円に上る。「機械」の内訳は前述のように機械類は使用していないので、使用道具の内訳のことである。

表-1 治田鉱山勘定 (明治22年7月~11月)

(単位:円)

項目	年月	22年7月	8	9	10	11	12	23・1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
支	創業費	91,054		65,120															
	賃金			38,235	166,535	617,262	1,061,229	11,376	375,109	334,715	455,207	442,775	464,648	567,415	740,503	530,205	587,580	576,398	
	資品			4,792			0,252		0,750	121,350	7,626	171,120	45,125	150,280	93,255		12,000	189,360	
	祝品		1,600	2,080	0,980	9,350	12,600	22,795	23,327	5,990	4,440	5,250				8,500		10,122	
	土木		6,497	57,354	62,053	138,065	156,182	177,150	210,847	86,186	221,618	144,445	50,918	45,076	56,979	25,310	43,332	49,134	
	家屋		0,090	35,144	106,536	382,246	217,656	100,574	15,803	26,999	7,193	3,436	18,580	11,280	60,0	96,826			
	機械				2,500	30,325	8,374					0,500	1,200	7,546	11,500	32,500			
	什器			29,040	24,149	59,547	8,903	34,942	15,273	20,658	4,260	4,140	2,160	1,140	3,860	2,850			
	雇賃		16,050																
	控辭			0,150	1,15		0,150		0,900										
	諸税								85,936				0,292					2,500	6,000
	施薬				0,245	0,830		2,025	0,855	0,150	1,000			18,180	1,200	2,350	1,500		
	給料		21,250	38,800	47,192	152,839	185,339	35,903	2,500	34,000	2,500	65,500	13,288	56,500	29,500	27,000	47,000	47,000	
	旅費		13,880	11,480	2,910	50,260	5,845	8,500	29,780	24,260	22,700	27,220	23,250	22,100	8,350	1,650	27,950	33,120	
	雜費	30,000	30,881	41,667	63,414	96,302	66,315	49,853	47,376	76,247	56,238	81,530	63,110	87,399	50,819	84,299	192,421	87,794	
	交際				1,650	1,680	3,580	15,000	31,240	1,220			8,500		0,400		0,500		
	臨時費				55,500	126,120	57,910	22,175	30,402	40,000	72,896	95,696	238,065	131,000	110,000	128,000	154,635		
	貸金					37,000		22,000							60,911	51,000	30,000	133,000	3,000
	調進方		60,000	425,000	15,000														
	金銭						181,113	192,799											
計	121,054	150,248	748,862	494,314	1,595,217	2,070,658	794,763	797,935	762,177	822,782	1,019,104	804,655	1,248,892	1,239,516	950,640	1,174,283	1,156,563		
取入	資本	400,000		1,000,000	450,000	625,000	1,050,000	950,000	650,000	900,000	825,000	945,000	800,000	1,325,000	1,000,000	900,000	993,000	1,126,200	
	雜収入														11,155	69,733	101,717	97,483	
	請負使用火重														95,873				
	計	400,000		1,000,000	450,000	625,000	1,050,000	950,000	650,000	900,000	825,000	945,000	800,000	1,325,000	1,107,028	969,733	1,094,717	1,223,683	

註。「明治廿貳年 總勘定元帳」(#3567の口)より作成。毛の單位以下は切捨。空欄は史料に無記載である。

表-2 「賃銭・機械」の内訳

費目	内 訳	金額 (円)
賃 銭	出口長平 6 月分手間代	10.000
	加藤仙三郎 6 月分手間代	5.778
	〃 7 月分手間代	3.600
	乙号坑夫菊右衛門外38名へ 6 月分給料	269.715
	車夫駒吉外 3 名へ	22.635
	伝夫利右衛門外25名へ	100.625
	斧指鉄次郎外 3 名へ	43.165
	炊夫 2 名へ	6.000
	撰鉋碎女 4 名へ	4.850
	坑夫長へ	10.000
	飯場頭へ	2.000
	通洞 6 月分甲号坑夫和平次外19名伝夫 8 名車夫 2 名へ請負分	70.000
	出口長平へ 6 月分手間代	5.875
	羽場源三郎へ	2.202
	水谷小市へ	4.500
	小林嘉平へ	1.610
	臨夫成田衆次郎へ	4.860
計		567.415
機 械	布ザル 1 個荒ザル 3 個	1.110
	金目槌 3 丁	1.476
	〃 1 丁直代	0.090
	スリガネ鉋 1 丁	0.340
	スリガネ 2 丁打及ツチ 2 丁直代	0.300
	ポッハ 2 丁	0.348
	製煉用皮立直代	0.030
	湯汲 1 丁皮立 1 打	1.560
	センバ先掛及湯汲先掛	1.152
製煉用廻着 2 打	1.140	
計		7.546

明治期近江商人の鉋山投資(末永國紀)

四七(四二四)

註. 史料は表-1に同じ。

これらの工事の過程で採掘した鉞石を「明治二十五年鉞業明細表」⁽⁴³⁾によってみると、銀鉞石一万一六四八貫二〇〇匁であり、精錬の結果三六四一匁五分の銀を製出し、五四六円二二銭五厘で販売している。そのための稼行日数は、採掘一九八日、精錬七八日を要し、採掘に延べ八二二九・七五人、精錬に六〇九・五人を投入している。

創業後三年、予定の二倍を必要とした投入資金に比べて挙げた収益は一ヵ月分の支出にも満たないものであり、当初の事業目論見とは大幅に食い違うものであった。際限のない出費増大に苦しみ、ついに事業規模の縮小をはかることになったのである。前述のように明治二五年二月以降は旧坑取明工事は休止し、坑夫七〇余名を解雇し、通洞工事のみが続行された。その工事も予定の盛徳鉞下に達した二六年六月一七日、現地責任者の渡辺は今後の方針について再度「御相談書」を神鞭知常を通して館主宛に提出している⁽⁴⁴⁾。この書面の中で渡辺は、次のような五種類の選択肢を挙げている。

第一手段

一 凡ソ五万円ヲ支出シ充分本業ヲ営ムヘキ事

但シ其設計ハ相当ノ技師ヲ傭ヒ之ヲ為サシム

第二手段

一 組合人ヲ求メテモ猶ホ本仕掛ケニ稼クヘキ事

第三手段

一 譲り渡スヘキ事

第四手段

一 相当ノ入費ヲ増加シ旧坑取明ケヲ再興スヘキ事

但シ是ハ今マテノ如ク予備工事ナルヲ以テ直チニ利益ヲ見ル場合ニ至リ難シ

第五手段

一 従来ノ費額ヲ繼續シ以テ運試シヲ為スヘキ事

但シ是ハ通洞ナリ取明ナリ又ハ探鉱ナリ適宜ニナシ何等カノ新好況ヲ得テ以テ館主ヲシテ有望ナラシムルヲ目的トス即チ昔時ノ山師法ト心得ベシ

すなわち、新しく五万円を投下して本格的に事業を推進する、共同出資者を求めて同じく本格的に開始する、鉱山を譲渡する、旧坑取明を再開する、従来ノ費用を繼續投入してこれまでと同じ様に予備工事を行い好運を待つという五つの提案である。渡辺は「御相談書」の末尾に、「鉱山の良否価値上ニ付猶疑惑アルハ先ツ良技師ヲシテ踏査セシムヘキ事」という「附リ」を付している。この提案を受けて、同年八月一日次のような決定が下された。⁽⁴⁷⁾

決定書

治田鉱山日岡通洞第一区工事無事出来候ニ際シ、今後ノ方針ニ付本年六月十七日ノ相談書并ニ七月十一日ノ設計概算書ニヨリ種々協議熟考之上左之通取極申候

第一

明治廿二年八月創業ヨリ本年七月三十一日ニ至ルヲ第一期トナシ通洞ハ第一区（坑口ヨリ盛徳鉱下ヲ過キ三百八十四間ト三寸ヲ開通ス）ニ限り其進行ヲ停止スル事

第二

本年八月一日以後ヲ第二期トシ通洞ト旧舗ト抜合セ事業ニ着手スヘキ事

第三

明治期近江商人の鉱山投資（末永國紀）

抜合セノ仕様并ニ費用ハ別紙概算書(七月十一日ノモノ)ニ準シ着手スヘキ事

第四

概算書中通洞費用毎月金四百四十円ハ全ク之ヲ廢シ、更ニ予備員入費トシテ毎月金五十円ヲ支出スル事

第五

右之次第ニ付毎月ノ資金大略金七百五十円ト定メ而シテ初発より水引伝夫等満員使用セサル為生スル剰余金ハ本館ニ積ミ置キ入用ノトキ支出スヘキ事

右之通決定候間本年八月一日ヨリ山方ニ於テ実行可有之候也

京都ニ於テ 神光館主

明治廿六年八月一日

小林 印

この「決定書」によつて今後の方針は、盛徳鉞下まで達した日岡通洞工事を停止し、この通洞と旧舗を抜合せる工事とすることを決定した。そのための費用を毎月約七五〇円と見積っている。坑夫は現在人員四三人(斧指四人、坑夫二〇人、車夫九人、伝夫一〇人、水引夫一五人)を、五九人(斧指五人、坑夫一二人、車夫九人、伝夫一八人、水引夫一五人)に調整して工事にあたることになった。工事続行を決めたものの、それはやつと完成した通洞と旧舗を抜合せる工事であり、これまでの予備的工事と同じものであり、本格的な鉞山事業の開始というものではなかった。

丁吟では治田鉞山の良否にいま一つ確信が持てなかつたため、同二六年一月に鉞学士大日方一輔に治田鉞山の踏査を依頼している。同月十八日付けの大日方の「治田鉞山点見ノ報」⁴⁸は、罫紙四枚に及び、治田鉞山の地質・鉞鍾・鉞質を記し、最後に所見を述べている。地質は片麻岩と千枚岩から組成し、鉞鍾を類別すると銀鉛鉞と黄銅鉞に大別される。この鉞鍾の内「第一種ハ銑鉛鉞ニシテ其数最モ多クシテ、ヨザハケ、蛇谷等ノ山上ヨリ山底ヲ西北ヨリ東

南ニ走り、西方ニ傾ク事凡ソ五六十度ナリ、之レ此ノ鉞区ノ本鍾ニシテ恐クハ、ヨザハケ山底深キ所ニ於テ数鉞脈連合シ一大鉞鍾トナルモノニアラザルカ、第二種ハ銅鉞脈ニシテ山神谷松谷ノ間ニ露出シ其区域甚ダ広カラズ鍾数は五六條アリテ稍東西ニ走り北方ニ傾ク事凡四十五度位ナリ」と鑑定している。そして鉞山としての価値と将来の稼行の方法を確定するためには、次のような調査と工事が必要であるとしている。「第一、昔時ノ稼行跡ハ幾何深所ニ掘リ下リタルカヲ確メ、将来幾何ノ銅鉞（則チ鉞巢或ハ午莠ノ鉞塊）ヲ得ルカヲ確メ合セテ銀鉞脈ノ良否ヲ稍察スルニ足ルベシ、第二、通洞ト旧坑トノ抜合ヲ達スルトキハ空氣ノ流通ヲ自然ニナシ是迄ノ空氣抜樋ヲ不用トス」。すなわち、第一は往時の稼行跡の深度を調査し銅鉞の採掘量の見通しと銀鉞脈の良否を検査すること。第二は通洞と旧坑の抜合工事を続行して完成すれば空氣流通は充分となり、これまでの空氣口は不用となる。さらに大日方は、鉞山の稼行現狀を以下のように批判している。「現今仙右衛門鋪水道ヨリ堀下リ法方ハ屈曲甚シク捨石運搬人二人背ヲ以テシ、水上ケ竹筒ポンプ等ヲ使用スルハ余リ古風ニ屬シ、實ニ元禄年間ノ稼行法ニアラズヤ、今日ハ決シテ行フベカラザルナリ、故ニ其費用ノ大ナルハ現今簡便卷揚法等ニ数倍ス、實ニ愚ナラズヤ如何」と旧坑道の屈曲が甚だしく、捨石を人夫の人背に頼り、排水に竹筒ポンプを利用するという有様は、まさに元禄時代と同様のあまりに古い方法であり、現今の簡便卷揚法に比べると数倍の経費を必要としていることを痛烈に批判している。

この大日方の報告書を丁吟では一月の「取極書」⁴⁹において早速「相当ト認定」し、通洞と盛徳鋪との抜合工事を当面の目標とし、適當の役員を新たに雇用し、従來の稼人を入れ替え、同年八月に決定した予定費用を超過しない範圍で大日方の方針を実行することになった。しかし、一月二四日の書簡⁵⁰で当主は「取明ケ之屈回ハ後日甚タ難儀、深ク掘程尚難儀ニ被存候、依テ是ヲ技師來ル迄止メサセ外仕事ニ掛ラセ度、此山方へ差圖方ヲ渡辺方へ申遣候」と、取明けた旧坑道の屈曲が甚だしいことを重視し、新技師を雇入るまで旧坑の工事を休止することを渡辺を通じて山

方に伝えている。さらに、二七日の書簡で当主は「鉾山之儀渡辺へ相談ニ及フモ能キ考無之、如何トモ仙右衛門鋪取明ケ屈回シ居ルハ山ノ疵モノと存候ニ付種々ニ考居候」と、大日方報告に対して鉾山現場責任者の渡辺には対処の能力なく、取明けた旧坑仙右衛門鋪の坑道の屈曲は鉾山としては致命的とも云うべき欠陥であり、種々方策を考慮中であると述べている。一二月一二日には、大日方よりも若干劣る不十分な技師であっても仮に雇入し、取り急ぎ事業を続行するか、または適当な技師を得るまで掘下りを休止するかのいずれかについて大日方の意見を徴することになった。⁽⁵¹⁾翌明治二七年五月六日の書簡では、大日方・渡辺・丁吟側から和兵衛・立会人の福永が治田へ来山し、改山の事を談合することになったことがわかる。しかしその結果については明示されていない。ただ、七月七日の書簡に「和兵衛成田殿一両日之内山之抜合請負人ノ事ニ付桑名表へ出向かせ可申」とあるので、鉾山経営を直接経営から請負制に改めることが取り決められたことがわかる。桑名の早崎宏なる人物を坑鋪請負人とした。二七年の十月から十二月にかけて六四九円七〇銭を「渡金」として渡しているが、二八年一月の「請負決算表」⁽⁵²⁾によれば、四四間四尺の開鑿間数に対して、開鑿費九八七円一三銭、賞与金一五〇円と諸雑費を含めて総計一六六円八六銭六厘の出費となっている。

丁吟当主は鉾山を請負制にすることを決定した頃には事業の見通しに悲観的であり、二七年七月八日の書簡では「廿二年より治田鉾山五万五千円斗リ資金費シ、稼居ルモ未タ業不遂シテ一銭之所得ダモ収入無之候」と慨嘆し、さらに続けて「此外諸々出金寝物在之、彼是ニ拾万斗リ寝モノと相成所得更ニ無之候、右何連モ言回居ルモ實際ハ右之始末ニ在之候、右ハ我力ニ任セ無暗ニ手馴又業ニ手出、未熟ノ至リ世人ニ恥入タル次第ナリ」と、拡張戦略の失敗を反省する弁を述べるに至っている。

その後、丁吟では明治三一年工学士末広忠介に治田鉾山の調査を依頼している。その「治田鉾山取調報告書」⁽⁵³⁾の中

で末広は、既に縦九尺横六尺の大通洞二千尺を完成しその他の坑道も開鑿したにもかかわらず「未タ一モ鉞床ニ達セシモノアラズ、是ニ於テ果シテ何ノ故ニ此探坑ハ鉞床ニ出遇ハザルカ、果シテ他ニ探掘ニ堪ユルノ鉞床存在スルナキヤ否ノ疑起ルニ至レリ」と、調査の目的を明らかにしている。その結論のみを摘出すれば「充分探掘スルノ価値アルモノトス」というものであった。しかしながら事態は好転しなかつた。そこで丁吟は最も多量に産出する鉛鉞石の分析を古河鉞山に依頼し、三三年三月二〇日次のような報告を得ている。

第二二号

試験報告 印

小林銀治郎氏依頼之分

鉛鉞岩種

木村長吉氏依頼

百分中

金

ナシ

銀

〇・〇五四四

銅

〇・〇六一〇

鉛

一四・二八八

古河溶銅所

明治三十三年三月二十日

試験 係印

鉞石の分析結果は、当初生田の鉞石分析報告や渡辺の算出した事業目論見書の鉞石含有量と大きく隔たる貧鉞であったことは明かである。その後も本格的な探鉞事業を開始した様子はなく、三四年一月二八日の東京店から治田鉞山事務所に宛てた書簡では「相談之件ハ別儀ニアラズ、何迄探鉞致居候ても目途不相附」と、探鉞のみで鉞山業の将来

の目的がまつたつかないことを指摘し、さらに「通洞開鑿スルニハ経費ト時日ヲ費サザレバ不成候ニ付、寧口英断ヲ相斗リ、此度望人アレバ売山致度、若シ思惑敷無キ時ハ速ニ廃山致度と存候付、山方意見も承リ決心致度」と、事業の継続には費用と日時をこれまで以上に必要とすることは必定なので、この際、売却するか、廃山によって鉱山業からの撤退決意を表明するにいたっている。明治三五年一二月、治田鉱山はついに休業となり、治田村の山本新七を月給八円の留守番役とし、鉱山関係の備品・日用品の保管を依頼することになった。⁽⁵⁵⁾その後三七年、治田鉱山を成田平七に譲渡し、「鉱業中盛山スル欵或ハ他へ譲リ渡候節ハ其時必ス冥加金トシテ金二千七百円ノ金額ヲ小林吟右衛門へ納ムル事ヲ確ク実行ス」といった「契約書」も作成されたが、結局のところ、大正七年一二月に五代友厚の次女アイトの間に採掘権の売買契約が成立して、治田鉱山は丁吟の手を離れた。⁽⁵⁶⁾

六 治田鉱山の鉱夫使役規則・救恤規則

丁吟の治田鉱山稼行期間中の明治二三年九月に鉱山条例が公布され、二五年六月から施行された。これは従来の鉱山王有制を解体し、借区に代わって採掘権の私的所有を認めるものであり、地主に対して鉱業人の優位を保障することによって借区請負の持つ経営の不安定性を除去し、鉱山経営の本格的発展を促すものとなった。同時にこの条例は、鉱業人に鉱夫使役規則や救恤規則を制定させることによって鉱夫保護を義務づけており、例外的に早期に制定された先駆的労働法規としての位置を占めるものである。丁吟においても、二五カ条からなる治田鉱山鉱夫使役規則が二六年一月に大阪鉱山監督署の認可を受け、五カ条からなる同救恤規則も同年五月に作成されている。しかしこの年から開鑿工事の請負制をとった丁吟には、この種の規則の制定もほとんど実体のない形式的なものにとどまったと考えるのが妥当であろう。ただ先駆的労働法規がどのように表記されたのかという史的関心から二つの規則の全文を掲出し

ておこつ。^(註)

治田鉾山鉾夫使役規則

第一章 総則

第壹条 此ノ鉾夫使役規則ハ斧指（支柱夫）抗夫、手子、車夫、撰鉾夫、焼鉾夫、溶鉾夫、前手子、平手子、鍛冶大工、大工、雑夫ニ適用ス

第二条 鉾夫職業ノ手道具ハ自弁タルベシ、最モ製煉、撰鉾、用器具并ニ金手子等ノ類ハ事務所ニ於テ供給又ハ貸与ス但シ貸与品ヲ紛失毀損セシモノハ弁償セシムベシ

第三条 休暇ハ大祭日并ニ毎月一日、十五日トス、此ノ他山祭、村祭、新年、盆会ニ際シ休暇ヲ与フル事アルベシ

第四条 救恤ハ鉾業条例第七十二条ニ従ヒ別ニ定ムル規則ニ依リ取扱フ

第二章 雇入之事

第五条 鉾夫ノ雇入ハ其ノ掛員ニ於テ指揮シ鉾夫頭ヲシテ取扱シム

第六条 使役ヲ願フモノハ飯場頭外名ヲ証人ニ立テ願書ヲ差出スベシ、然ル上ハ技能ヲ試験シ職名、等級、賃金、及ヒ期限ヲ相定メ雇入書ヲ交付ス

第七条 鉾夫ノ雇入ハ定期并ニ臨時の二種ニ分ツ、而シテ定期ハ三ヶ月、六ヶ月、一ケ年、二ケ年、三ケ年及ヒ五ケ年ノ六期限トス

第三章 賃銀之事

第八条 鉾夫就業ノ方法ニ常用、受負、定目ノ別アルヲ以テ其ノ賃銀ニ月給、日給、又ハ受負賃等ノ差アリ

第九条 鉾夫ノ等級并ニ日給ハ左ノ如シ

明治期近江商人の鉾山投資（末永國紀）

職名	等級	老等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
斧指		三拾九錢	三拾七錢	三拾五錢	三拾三錢	二拾五錢	二拾二錢	
坑夫		三拾五錢	三拾二錢	三拾錢	二拾八錢	九錢		
手子		拾七錢	拾五錢	拾三錢	拾壹錢	九錢		
車夫		二拾三錢	二拾壹錢	拾九錢	拾七錢	拾五錢		
撰鉢夫		二拾五錢	二拾壹錢	拾八錢	拾五錢	拾二錢	拾	七
焼鉢夫		二拾五錢	二拾二錢	二拾錢	拾八錢	拾六錢		
溶鉢夫		五拾錢	四拾五錢	四拾錢	三拾五錢	三拾錢	二拾五錢	
前手子		三拾錢	二拾五錢	二拾錢	二拾錢	拾八錢		
平手子		二拾五錢	二拾二錢	二拾錢	拾八錢	拾六錢		
鍛冶大工		三拾五錢	三拾錢	二拾七錢	二拾五錢	二拾二錢	二拾錢	拾八錢
大工		三拾五錢	三拾錢	二拾七錢	二拾五錢	二拾二錢	二拾錢	拾八錢
雑夫		二拾錢	拾七錢	拾五錢	拾二錢	九錢	六錢	

但シ鉢夫頭ノ等級ハ老等ヨリ三等迄トシ特ニ拾四乃至拾八円ノ月給ヲ給ス、其ノ他月給又ハ受負等ノ場合ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十条 使役賃銀ハ每翌月十日以後、二十日迄ニ通貨ヲ以テ支払フ、最モ鉢夫ノ請求ニ依リ下ケ渡セシ物品アルトキハ其ノ代価等ヲ扣除ス

第十一条 鉢夫ノ賃銀ハ事務所ヨリ其ノ飯場頭ニ下ケ渡シ、飯場頭ヲシテ各人ニ配当セシム

第四章 就役之事

第十二条 鋳夫ハ各掛員ノ命令又ハ鋳夫頭ノ指揮ニ從ヒ就業スルモノトス

第十三条 病氣又ハ不得止事故ヲ以テ欠勤ヲ願フモノハ必ラス出勤時間前ニ其ノ掛へ願出テ認可ヲ受クベシ

但シ病氣ノ為メ三日以上欠勤スルモノハ医師ノ診断書ヲ差出スベシ又タ親分、子分、兄弟分ノ外吉凶ノ交際ヲ以テ欠勤スルヲ得ス

第十四条 就業中左ノ事項ハ特ニ心得遵守スベシ

一 自己ノ工場ヲ猥ニ離ルベカラズ

一 工場ノ構造及ヒ器具等ヲ破壊シ又ハ禁止ノ場所へ出入スベカラズ

一 自己受持ノ工場へハ事務所ノ鑑札ナキモノヲ立チ入ラスベカラズ

一 就業中途ニシテ勝手ニ休ムモノハ其ノ日ノ給ヲ与ヘズ

第十五条 鋳夫頭ハ左ノ項目ニ依リ服務スベシ

一 業務時間ハ午前六時ヨリ午後六時迄トス

一 業務ハ常ニ鋳夫ノ取締ヲ為シ掛員ノ指揮ニ從ヒ鋳夫ノ進退并ニ就業人員ノ配置ヲ取扱ヒ毎日二回若シクハ三回工場ヲ巡回シ
鋳夫ノ勤怠ヲ視察シ及ヒ監督ス

第十六条 斧指（支柱人）ハ左ノ項目ニ依リ服務スベシ

一 業務時間ハ八時間乃至十二時間トス

一 業務ハ抗内ノ経営修繕ヲ為シ且ツ時々抗内ヲ巡邏シ其ノ危険ヲ予防シ且ツ時ニ依リ鋳夫ヲ指揮ス

第十七条 飯場頭ハ鋳夫ヲ以テ充テ左ノ項目ニ依リ服務スベシ

一 各々其ノ本業ヲ務ム但シ役給トシテ別ニ相当ノ金額ヲ付与ス

一 業務ハ諸職工及ヒ飯場ノ取締ヲ為シ其ノ他諸職工等ノ身分ニ係ル諸願何ヲ鉞夫頭ヘ取次キ且ツ掛員ノ命ニ從ヒ鉞夫賃金ノ受渡ヲ為サシム

第十八条 前数条以外ノ鉞夫ハ左ノ項目ニ依リ服務スベシ

一 業務時間ハ坑夫、手子、車夫、撰鉞夫、燒鉞夫、ハ六時間乃至拾時間、溶鉞夫、前手子、平手子、ハ六時間乃至拾二時間、鍛冶大工、大工、雜夫ハ八時間乃至拾時間トス

但シ拾四歳以下ノ男女工ノ業務時間ハ八時間以内トス

一 業務ハ探鉞、採鉞、撰鉞、燒鉞、鎔鉞、運搬、鍛冶、管繼、及ビ雜事ニ從事スベシ

但シ女工ハ撰鉞業中、破碎、精撰、淘汰、猫流等ニ使役シ且ツ拾四歳以下ノ男工ハ手子雜夫ニ使役ス

第五章 解雇之事

第十九条 鉞夫ノ解雇ハ其ノ掛員ニ於テ指揮シ鉞夫頭ヲシテ取扱シム

第二十条 鉞夫ヲ解雇スルトキ又ハ解雇ヲ願フトキハ十五日以前ニ通告又ハ出願スベシ

但シ特別ノ契約アル場合ハ此ノ限リニアラズ

第二十一条 左ノ場合ニ於テハ何時タリトモ解雇スベシ

一 輕罪以上ノ刑ニ処セラレタルカ又ハ不行状ノ所為アルカ若シクハ命令ヲ遵守セザルトキ

一 鉞業人又ハ其ノ使用スル役員ニ對シ粗暴ノ所為アリタルトキ

一 身体虚弱ニシテ業務ニ堪ヘザルトキ

一 鉞業ヲ禁止セラレ又ハ廢業シタルトキ

第二十二条 左ノ場合ニ於テハ鉞夫自ラ退山スル事ヲ得

一 身体虚弱ニシテ業務ニ堪ヘザルトキ

一 鉱業人又ハ其ノ使用スル役員ニ於テ虐待シタルトキ

一 約定ノ賃金又ハ報酬ヲ給与セザルトキ

第二十三条 総テ解雇ノ際自己ノ履歴ニ関スル証明書ヲ求ムルモノニハ之ヲ付与ス

但シ解雇ノ際ハ雇入書ヲ返納スベシ

第六章 賞罰之事

第二十四条 左ノ場合ニ於テハ増給又ハ賞典ヲ与フ

一 出格ノ勉勵スルモノ

一 技能ノ優等ナルモノ

一 鉱物ヲ発見セシモノ

一 品行方正ナルモノ

第二十五条 左ノ場合ニ於テハ説諭、謹慎、減給、又ハ下山ヲ命スベシ

一 役員ノ命ニ従ハス又ハ諸規則ニ違反スルモノ

一 山内、樹木ヲ伐採スルモノ

一 故ナク欠勤スルカ又ハ其ノ業務ヲ怠リ若シクハ他人ヲシテ怠タラシメント企ルモノ

一 許可ナクシテ山外ノ者ヲ休泊セシムルモノ

一 無実ノ上申ヲ為セシモノ

一 喧嘩口論ヲナセシモノ

明治期近江商人の鉱山投資(末永國紀)

治田鉾山鉾夫救恤規則 借区第四一―五号子字多志田山

第一条 鉾夫就業中自己ノ過失ニアラスシテ負傷シ診察ヲ受クルコトアルトキハ総テ其診察料ヲ給ス

第二条 前条負傷ノ為メ就業スルヲ得サルモノニハ総テ薬価ノ二分ノ一以上ヲ給ス

第三条 第二条ニ該当スル負傷者ニハ総テ日給賃銀三分ノ一以上ノ療養日当ヲ給ス

但シ採鉾高ニヨリ賃金ヲ定ムル場合ニハ前一ヶ月平均額ニヨリ日当ヲ定ム

第四条 鉾夫自己ノ過失ニアラサル負傷ニヨリ就業ニ堪ヘサルニ至リタルモノ及ヒ死亡シタルトキハ左記ノ規定ニヨリ支給ス

第一 死亡シタルトキハ埋葬料三円以上ヲ給ス

但シ死者ニヨリ生計ヲナシタル家族アルトキハ別ニ手当トシテ一時金五円以上ヲ給ス

第二 就業ニ堪ヘサルニ至リタルモノニハ扶助ノ手当トシテ退山ノ節金五円以上ヲ給ス

第五条 本則各条ニ示ス最低額以上ヲ補給スル場合ニハ総テ負傷人平素ノ勤怠使役ノ年限及ヒ負傷当時ノ概況ヲ酌量シ重役及ヒ其

掛員ノ評議ヲ以テ決行ス

む す び

丁吟の鉾山経営は本格的な採鉾を開始することなく終わつた。もともと鉾山経営には投機性がつきものである。鉾脈の良否は掘つてみた結果でなければわからないものであり、商品の元となる採掘物の品質が長期に渡つて保障されることはなく、この点からも収益の不安定性はまぬがれ得ない事業である。それは鉾山経営の近代性云々に関わらず鉾山に本質的に付きまとうものである。そうした鉾山の投機性を和らげるものとして近代技術の導入があつたと考えることが出来る。

丁吟が治田鉾山を手掛ける前、すでに明治一〇年代には各鉾山に近代技術が導入され産出量の増加につながる成果をあげていた。例えば、明治一三年には阿仁・院内鉾山に始めて鉄製軌条が使用され、佐渡鉾山では鋼製丸繩を用いた蒸気巻揚機と排水のための蒸気動力によるプランジャーポンプを設置している。一四年には別子鉾山や草倉鉾山においてダイナマイトの大量使用が開始され、翌一五年には阿仁鉾山において英国製シユラム式鑿岩機を導入し、以後各鉾山に普及している。このような新技術の導入の結果、各鉾山の産出量は増大したが、銅山の場合、全国の産銅量は明治一三年の七七八万二〇〇斤から明治二十三年には三〇三五万六〇〇斤へと約四倍もの顕著な増大がみられた。⁽⁶³⁾

近代技術の鉾山への普及が産出量の増加をもたらしつつあった時期に治田鉾山を手掛けた丁吟は、将来の産出量増大に必要な予備的な工事である通洞開鑿という新開坑法を採用した。しかしこの新開坑法のために採られた工事方法は旧態依然たるものであった。すなわち治田鉾山においては、採掘に従事する坑夫の組織や使用された設備・道具類も旧来の坑法の域を出ず、折角取明けた旧坑道は屈曲し、運搬を人背に頼るということに見られるように、「元禄年間の稼行法」と評されるような旧式の鉾業方式であった。しかも、短期的には鉾石を採取するよりも先づ多大の経費投入を要する通洞開鑿期間内においても一定の利益を見積った上での事業着手であった。そのため、既定の資金投入にも関わらず予期した収益を短期に挙げるのが困難であることが判明するにつれ、鉾山主の丁吟は予備工事段階の途中から早くも鉾山事業への懐疑を深め、明治二六年、縦九尺横六尺という十分な大きさの日岡通洞開鑿工事が完成した後は、通洞開鑿工事の続行は地元桑名の請負人による出来高払いの請負稼行に任せたのである。以後一度も鉾脈に当らず、本格的採鉾事業の開始に至ることなく、三五年には休山となった。

鉾山業は前もって予見し得ない鉾脈を相手とする不安定な事業である。その事業を経営的に持続して行くには、絶

えず新鉱脈を採鉱して富鉱を掘り当てようとする不屈の意志と幸運、それと手助けする新技術の導入が必要であり、そうしたことを可能にするものは何よりも潤沢な資金投入であった。治田鉱山が結果的に貧鉱であったにせよ、当時の丁吟は小名木川綿布、近江鉄道、東京銀行などを手掛ける等多方面に事業を展開し、そのいずれも営業成績は思わしくなく客観的にも資金の余裕はなく、成功の見込みに乏しかったといえるだろう。ここには巨額の投資を必要とする鉱山経営の資金運用を自己資金でまかなおうとする限界がみられるのであり、丁吟のなかにある鉱山余業観は、外部資金の導入を顧慮させなかった。事業見積をはるかに越える多くの資金を投入しながら、何等の利益を挙げ得なかつたとはいえ、丁吟の鉱山事業着手の動機に、松方デフレ政策による長年の不況に直面した老舗商家による、家業以外の新分野開拓への模索があったことは銘記されなければならないであろう。

- (1) この点については安岡重明編著『近江商人史の再検討』(近刊)の拙論「近江商人の近代商業資本への転化過程」を参照。
- (2) 丁吟史研究会編『変革期の商人資本―近江商人丁吟の場合』等。
- (3) 武田晴人『日本産銅業史』東京大学出版会、一九八七年、に依る。
- (4) 通商産業大臣官房調査統計部編『本邦鉱業の趨勢五〇年史』一九六四年、一一三頁。
- (5) 「要証人」(廿三五六七)、所収。
- (6) 三井高維編著『河替年代記、開鑛、卷之三』柏書房、一九七一年、五三頁。
- (7) 小栗田淳『伊勢治田銀銅山史の研究』(二)史林、五八卷三号、一九七五年。
- (8) 前掲、「要証人」、所収。増田と信太については未詳である。ただ幕末期の信太については、幕府の柔術師範役であったことがわかっている(森銃三編『人物逸話辞典 上巻』三九一頁(東京堂出版、一九八五年)。明治一八年六月七日と思われる信太から増田宛の書簡には、「此度東京ノ有志者へハ南河内山不残、多志田山不残、野尻村不残、茨川村不残、大垣外村不残、都合五ヶ所着手スル見込ニ付、先悉ヶ所金二万円宛トシテ十万円ノ会社ニスル云々為申聞候」という文言や「勝先生」・「黒田公」へ土産云々の文言からすると、壮士的な存在とも考えられる(同一「要証人」所収の書簡)。

(9) 同史料、所収。

(10) 同史料、所収。

- (11) 「第壹号神光館証書写」(＃三五六六) 所収。
- (12) 明治二年書簡集「東京來狀刺」(＃二〇一八)。
- (13) 同書簡集。
- (14) 同書簡集。
- (15) 同書簡集。
- (16) 同書簡集。
- (17) 同書簡集。
- (18) 明治二年書簡集「西京來翰刺」(＃二四二三)。
- (19) 前掲、「要證入」所収。
- (20) 明治二年書簡集「東京來狀綴」(＃二七一四)。富田鉄之助(一八三五—一九一六)は仙台藩士の四男として仙台城下に出生し、慶応三年米國へ留学し経済学を学んだ。明治五年岩倉使節団の随員となり、以後外交官として米・英に在勤、一四年に帰國して大藏省に入省し、日本銀行が設立されると初代副総裁となり、二二年二代目総裁となった。二二年九月に松方蔵相と対立して罷免された後、貴族院議員・東京府知事・富士紡績初代会長等を歴任した。丁吟とは小名木川綿布会社創設や富士紡績の経営を遙して交渉があった。
- (21) 前掲、「要證入」所収。
- (22) 「独逸理学博士生田益雄化学商議報告」(三三九〇＃)。
- (23) 前掲、「要證入」所収。
- (24) 同史料 所収。
- (25) 「契約証」(＃三三九〇)。
- (26) 前掲、「要證入」所収。
- (27) 前掲、明治二年書簡集、所収。
- (28) 「四代目覚書」(＃三〇八九)。
- (29) 前掲、「第壹号神光館証書写」所収。
- (30) 明治廿二—廿六年「治田鉦山關係」(＃三〇九八)。
- (31) 同史料、所収。
- (32) 同史料、所収。
- (33) 同史料、所収。
- (34) 同史料、所収。
- (35) 大隅重信撰「開國五十年史」下巻、明治四一年刊、四八八頁。
- (36) 前掲、明治二年書簡集、所収。

- (37) 以下、明治三年書簡集「東京來狀綴」(＃二七一五)。
- (38) 以下、明治四年書簡集「明治廿四年辛卯年東京來狀」(＃二七一六)。
- (39) 以下、明治五年書簡集「東京店來狀」(＃二七一七)。
- (40) 前掲、「要證入」所収。
- (41) 前掲、明治五年書簡集、一二月四日付書簡。
- (42) 前掲、「治田鉞山關係」所収。
- (43) 同史料、所収。
- (44) 同史料、所収。
- (45) 前掲、「第壹号神光館証書写」所収。
- (46) 「記」(＃三五二〇—一〇ノ二) 所収。
- (47) 前掲、「治田鉞山關係」所収。
- (48) 前掲、「要證入」所収。
- (49) 同史料、所収。
- (50) 以下、明治二六年書簡集「西京來翰刺」(＃二四二八)。
- (51) 前掲、「要證入」所収。
- (52) 以下、明治二七年書簡集「西京來翰刺」(＃二四二九)。
- (53) 明治二八年書簡集「西京來翰刺」(＃二四三〇)。
- (54) 前掲、明治二七年書簡集。
- (55) 「治田鉞山取調報告書」(＃三五二〇、一〇ノ一)。
- (56) 前掲、「要證入」所収。
- (57) 明治三四年書簡集。
- (58) 前掲、「要證入」所収。
- (59) 「治田鉞山譲渡の件」(＃三三〇一、九ノ一)。
- (60) 大阪鉞務署「登録済通知書」(＃三五二〇、一〇ノ四)。
- (61) 前掲、「治田鉞山關係」所収。
- (62) 以下、前掲、「本邦鉞業の趨勢五十年史」四八頁。
- (63) 武田、前掲書、三一頁。

(整理番号を付した史料は、滋賀県愛知郡湖東町小田苜の近江商人郷土館の所蔵文書である。)